

# 第 3 章

## 県民生活



# 第 1 節

## 消費生活

## 1 家計収支

**家計調査**<sup>※1</sup>は、調査世帯の家計簿を集計して分析を行い、国内の消費動向や生活水準をみる上で重要な指標となっている。

### (1) 収入

令和2年の仙台市の二人以上の世帯のうち**勤労者世帯**<sup>※2</sup>（平均世帯人員3.35人、世帯主の平均年齢50.1歳）の家計収支をみると、**1世帯当たり1か月平均の実収入**<sup>※3</sup>は**49万3,635円**となり、収入の大半を占める世帯主収入が36万3,386円、配偶者収入は5万1,130円となった。

なお、直接税や社会保険料などの合計である非消費支出は8万7,362円となり、実収入から非消費支出を差し引いた**可処分所得**は**40万6,273円**となった。**可処分所得から消費支出を差し引いた黒字**は、12万880円となった（図表3-1-1-1）。

→参考：長期社会経済統計表195ページ

### (2) 消費支出

**二人以上の勤労者世帯の消費支出**は**28万5,393円**となった（図表3-1-1-1、図表3-1-1-2）。

可処分所得に占める消費支出の割合である**平均消費性向**<sup>※4</sup>は、70.2%となった（図表3-1-1-1）。

消費支出を10大費目別にみると、「食料」が7万6,752円と全体の26.9%を占めて最も多く、次いで「その他の消費支出（こづかいや交際費など）」が5万8,601円（構成比20.5%）、「交通・通信」が3万8,821円（同13.6%）、「教養娯楽」が2万4,762円（同8.7%）などとなった（図表3-1-1-2）。

なお、消費支出に占める食料費の割合であるエンゲル係数は26.9%となった。

→参考：長期社会経済統計表195ページ

#### 【用語解説】

※1 **家計調査**とは、国民生活における家計収支の実態を把握するための全国調査で、家計調査年報（令和2年）では、集計世帯数（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）は、全国で4,001世帯、仙台市で52世帯となっている。

※2 **勤労者世帯**とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう。

※3 **1世帯当たり1か月平均の実収入**とは、ボーナス等も含めた年収を12か月で割ったものをいう。このため、生活実感と多少のずれが生じる。

※4 **平均消費性向**とは、可処分所得に対する消費支出の割合であり、可処分所得の増減によっても変動することを考慮する必要がある。

(図表3-1-1-1)

## 勤労者世帯の家計収支(1か月平均)の推移

(単位:円、人)

区 分		平成28年	29	30	令和元	2
全 国	実 収 入	526,973	533,820	558,718	586,149	<b>609,535</b>
	可処分所得(手取収入)①	428,697	434,415	455,125	476,645	<b>498,639</b>
	消費支出②	309,591	313,057	315,314	323,853	<b>305,811</b>
	黒 字	119,106	121,358	139,811	152,792	<b>192,828</b>
	非消費支出(社会保険・税金等)	98,276	99,405	103,593	109,504	<b>110,896</b>
	平均消費性向(②/①)	72.2	72.1	69.3	67.9	<b>61.3</b>
	世帯人員	3.39	3.35	3.32	3.31	<b>3.31</b>
仙 台 市	実 収 入	419,919	477,792	459,430	488,407	<b>493,635</b>
	(全国比較 全国値=100)	79.7	89.5	82.2	83.3	81.0
	経 常 収 入	413,585	458,576	451,759	483,928	<b>467,426</b>
	勤 め 先 収 入	399,175	422,977	416,545	450,637	<b>430,520</b>
	世 帯 主 収 入	341,459	360,028	357,812	394,064	<b>363,386</b>
	配 偶 者 収 入	52,315	54,759	50,182	45,731	<b>51,130</b>
	他 の 世 帯 員 収 入	5,401	8,189	8,551	10,843	<b>16,005</b>
	事 業 ・ 内 職 収 入	1,605	1,321	5,165	239	<b>476</b>
	他 の 経 常 収 入	12,805	34,279	30,049	33,052	<b>36,429</b>
	特 別 収 入	6,334	19,216	7,671	4,479	<b>26,209</b>
	可処分所得(手取収入)③	349,052	405,835	377,797	402,624	<b>406,273</b>
	(全国比較 全国値=100)	81.4	93.4	83.0	84.5	81.5
	消費支出④	302,968	308,878	282,266	298,333	<b>285,393</b>
	(全国比較 全国値=100)	97.9	98.7	89.5	92.1	93.3
	黒 字	46,084	96,957	95,531	104,292	<b>120,880</b>
	(全国比較 全国値=100)	38.7	79.9	68.3	68.3	62.7
	非消費支出(社会保険・税金等)	70,867	71,958	81,632	85,783	<b>87,362</b>
平均消費性向(④/③)	86.8	76.1	74.7	74.1	<b>70.2</b>	
世帯人員	3.40	3.24	3.30	3.33	<b>3.35</b>	

資料:総務省統計局「家計調査年報」(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)

※各数値は表章単位未満を四捨五入しているため、内訳を足し上げても必ずしも合計とは一致しない。

(図表3-1-1-2)

## 仙台市勤労者世帯の費目別消費支出の推移

(単位:円)

区分		平成28年	29	30	令和元	2	構成比
10 大 費 目	消費支出	302,968	308,878	282,266	298,333	<b>285,393</b>	<b>100.0%</b>
	食 料	73,028	73,820	74,435	80,384	<b>76,752</b>	<b>26.9%</b>
	住 居	19,396	21,807	16,568	15,924	<b>21,189</b>	<b>7.4%</b>
	光熱・水道	21,424	20,051	22,150	23,123	<b>21,269</b>	<b>7.5%</b>
	家具・家事用品	12,357	13,569	9,298	10,445	<b>10,580</b>	<b>3.7%</b>
	被服及び履物	13,611	11,465	11,158	13,914	<b>10,276</b>	<b>3.6%</b>
	保健医療	15,188	12,329	11,159	12,037	<b>11,633</b>	<b>4.1%</b>
	交通・通信	44,575	38,556	37,528	40,646	<b>38,821</b>	<b>13.6%</b>
	教 育	15,759	19,668	17,547	16,645	<b>11,511</b>	<b>4.0%</b>
	教養娯楽	30,119	29,318	27,144	31,722	<b>24,762</b>	<b>8.7%</b>
その他の消費支出	57,512	68,295	55,280	53,490	<b>58,601</b>	<b>20.5%</b>	

資料:総務省統計局「家計調査年報」(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)

※各数値は表章単位未満を四捨五入しているため、内訳を足し上げても必ずしも合計とは一致しない。

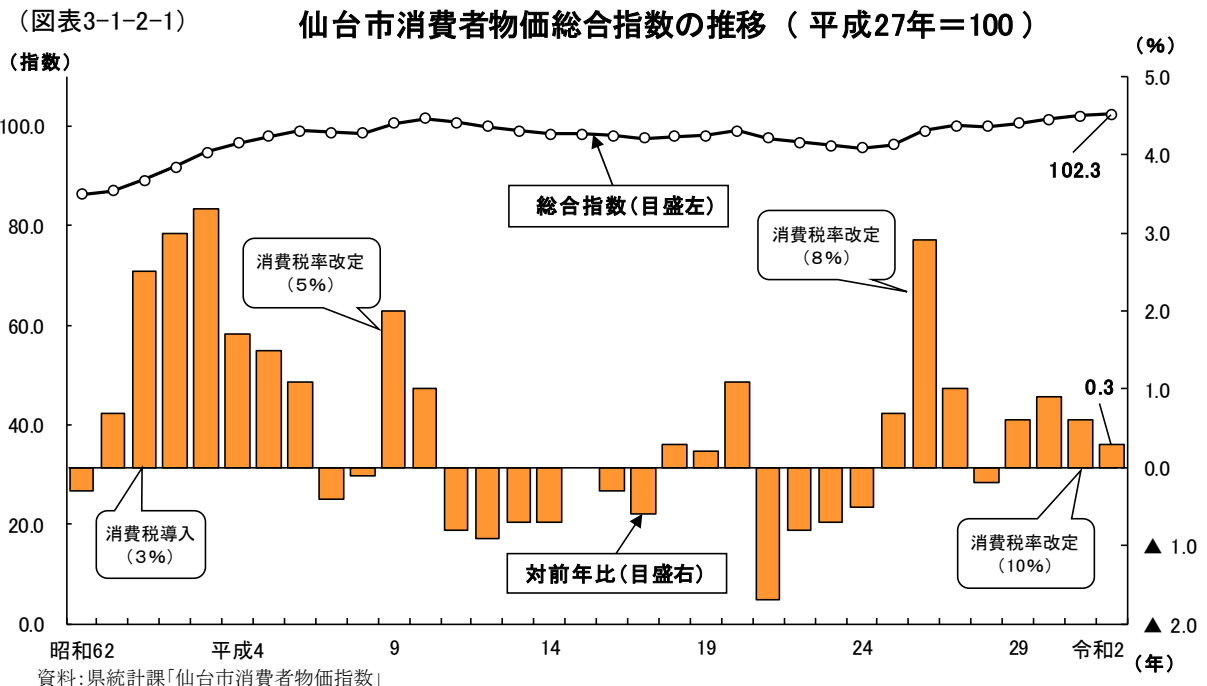
## 2 消費者物価

令和2年平均の仙台市消費者物価指数<sup>※1</sup>（平成27年=100）は、総合指数<sup>※2</sup>で102.3となり、前年に比べ0.3%上昇し、4年連続の上昇となった（図表3-1-2-1）。生鮮食品を除く総合指数<sup>※3</sup>は、101.7となり、同0.1%低下し、4年ぶりの低下となった。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数<sup>※4</sup>は、102.0となり、同0.3%上昇し、5年連続の上昇となった（図表3-1-2-2）。

令和2年1年間の総合指数の動きを前年同月比で見ると、10月までは外食や生鮮野菜などの影響により上回って推移したが、11月からは、教養娯楽サービスや電気代などの影響により下回って推移した（図表3-1-2-3）。

10大費目指数による物価の動きを見ると、「食料」、「住居」、「家具・家事用品」、「被服及び履物」、「保健医療」、「諸雑費」が前年より上昇し、一方、「光熱・水道」、「交通・通信」、「教育」、「教養娯楽」が下落した。変動の大きさでは、「食料」が前年に比べ2.5%の上昇、次いで「被服及び履物」が同1.9%の上昇となった。一方、「教育」が同10.6%の下落、次いで「光熱・水道」が同3.3%の下落となった（図表3-1-2-2）。

→参考：長期社会経済統計表195ページ



(図表3-1-2-2)

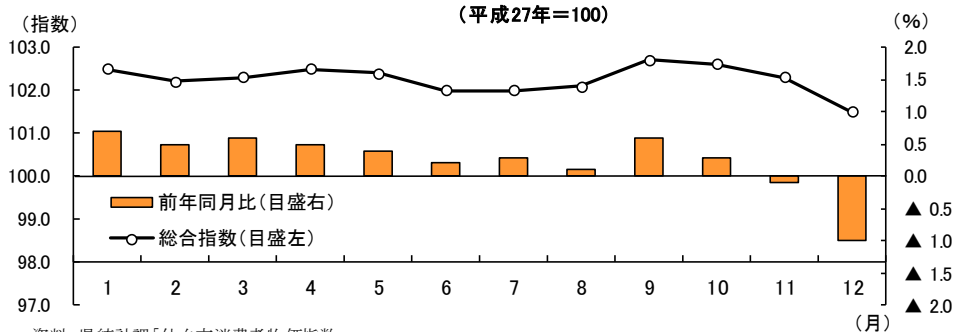
## 消費者物価指数の推移

(平成27年=100)

区 分		平成28年	29	30	令和元	2	2/元	
全 国	総 合	99.9	100.4	101.3	101.8	101.8	0.0%	
	生鮮食品を除く総合	99.7	100.2	101.0	101.7	101.5	▲0.2%	
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	100.6	100.7	101.0	101.6	101.8	0.2%	
仙 台 市	総 合	99.8	100.5	101.4	102.0	102.3	0.3%	
	生鮮食品を除く総合	99.7	100.3	101.1	101.8	101.7	▲0.1%	
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	100.6	100.8	101.0	101.6	102.0	0.3%	
	大 費 目 指 数	食 料	101.9	102.8	104.3	105.4	108.1	2.5%
		住 居	99.7	100.1	100.1	99.9	100.3	0.4%
		光熱・水道	91.9	95.0	99.0	101.4	98.1	▲3.3%
		家具・家事用品	101.8	101.8	100.7	102.2	103.3	1.0%
		被服及び履物	100.8	99.5	97.9	99.2	101.1	1.9%
		保健医療	100.5	101.6	103.0	103.7	103.9	0.2%
		交通・通信	98.3	98.3	99.1	98.3	98.2	▲0.1%
		教 育	101.4	101.7	102.5	101.0	90.2	▲10.6%
		教養娯楽	100.9	101.5	102.1	103.7	102.7	▲0.9%
		諸 雑 費	100.8	101.1	101.6	102.2	102.3	0.1%
中分類から抜粋								
生 鮮 食 品	103.5	105.0	108.6	106.8	114.1	6.8%		
エ ネ ル ギ ー	89.2	94.8	101.4	102.9	98.5	▲4.3%		

資料:県統計課「仙台市消費者物価指数」、総務省統計局「消費者物価指数」

(図表3-1-2-3) 仙台市消費者物価総合指数(月別)と前年同月比の推移(令和2年)



資料:県統計課「仙台市消費者物価指数」

## 【用語解説】

- ※1 **消費者物価指数**とは、世帯が購入する各種の財・サービスの価格の平均的な変動を測定するため、基準年である平成27年の物価を100として比較した指数をいう。なお、物価は経済活動が活発となり需給が逼迫(ひっばく)してくると上昇率が高まり、経済活動が停滞し需給が緩むと上昇率が低下する傾向がある。このため消費者物価指数は「経済の体温計」とも呼ばれており、経済政策を的確に推進する上で極めて重要な指標となっている。
- ※2 **総合指数**とは、生鮮食品も含めた物価全体の動きを表した指数をいう。
- ※3 **生鮮食品を除く総合指数**とは、天候要因で値動きが激しい生鮮食品(生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物)の影響を除いた指数をいう。物価の基調を把握する上で有用とされている。
- ※4 **生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数**とは、天候要因で値動きが激しい生鮮食品や海外要因で変動する原油価格の影響を直接受けるエネルギー(ガソリン、電気代等)の影響を除いた指数をいう。「生鮮食品を除く総合指数」と同様に物価の基調を把握する上で有用とされている。なお、仙台市分については平成27年1月以降の指数が公表されている。

### 3 小売の販売動向

令和2年の百貨店・スーパー※<sup>1</sup>販売額は4,028億3,900万円で、全店舗比較では前年に比べ2.0%減少となり、2年連続の減少となった。既存店※<sup>2</sup>比較では同2.5%減少し、6年連続の減少となった（図表3-1-3-1、図表3-1-3-3）。月別に前年比をみると、全店舗比較と既存店比較のいずれについても、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い発出された緊急事態宣言下の令和2年4月の減少率が最も大きく、臨時休業や短縮営業、外出自粛などの影響により、前年を下回った月が多数を占めた。また、9月は前年の消費税増税前の駆け込み需要の反動の影響などにより減少した一方で、10月は消費税増税後の買い控えに対する反動の影響などにより増加した（図表3-1-3-2）。

商品別に全店舗比較でみると、主力の「飲食料品」を除くすべての区分で販売額が前年比マイナスとなった（図表3-1-3-3）。「飲食料品」については、内食需要の高まりや継続がみられたことなどにより前年比プラスとなった。

四半期別にみると、「飲食料品」は、全四半期において前年同期（全店舗）を上回った。「衣料品」は、全四半期で前年同期（同）を下回った。「家具・家電・家庭用品」は、第4四半期で前年同期（同）を上回ったが、他の四半期では前年同期（同）を下回った。全体では、第4四半期で前年同期（同）を上回ったが、他の四半期では前年同期（同）を下回った（図表3-1-3-4）。

→参考：長期社会経済統計表196ページ

#### 〔用語解説〕

※<sup>1</sup> 百貨店・スーパーとは、従業者50人以上の小売事業所のうち、下記のいずれかに該当するものをいう（令和2年末県内調査店舗157店）。

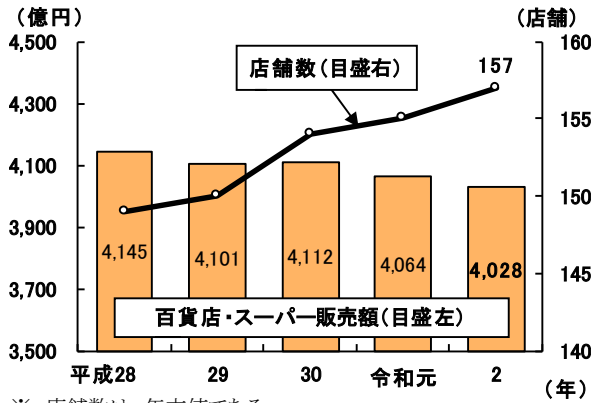
- ①百貨店 日本標準産業分類の百貨店、総合スーパー（小分類561）のうち、次のスーパーに該当しない事業所であって、かつ、売場面積が東京特別区及び政令指定都市で3,000平方メートル以上、その他の地域で1,500平方メートル以上の事業所をいう。
- ②スーパー 売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が1,500平方メートル以上の事業所をいう（商業動態統計調査の家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターの調査対象企業の傘下事業所で、調査対象となっているものを除く）。

※<sup>2</sup> 既存店とは、調査月において、当月と前年同月でともに存在した事業所をいい、既存店比較では、その事業所のみを比較対象としている。前年比の算出は、月次の既存店の販売額の積み上げによって計算される。開・廃業のあった事業所の販売額を除いているため、同一条件で消費動向をみることができる。



(図表3-1-3-1)

百貨店・スーパー販売額(全店舗)の推移



※ 店舗数は、年末値である。

(図表3-1-3-2)

百貨店・スーパー販売額対前年(同月)増減率  
(単位:%)

令和2年	全店舗	既存店
1月	▲2.5	▲3.0
2月	3.4	2.7
3月	▲4.8	▲5.4
4月	▲10.4	▲11.2
5月	▲5.0	▲5.8
6月	1.0	0.2
7月	▲1.9	▲2.6
8月	0.1	▲0.7
9月	▲8.7	▲8.8
10月	5.9	5.8
11月	▲0.0	▲0.5
12月	▲0.1	▲0.1
年間	▲2.0	▲2.5

(図表3-1-3-3)

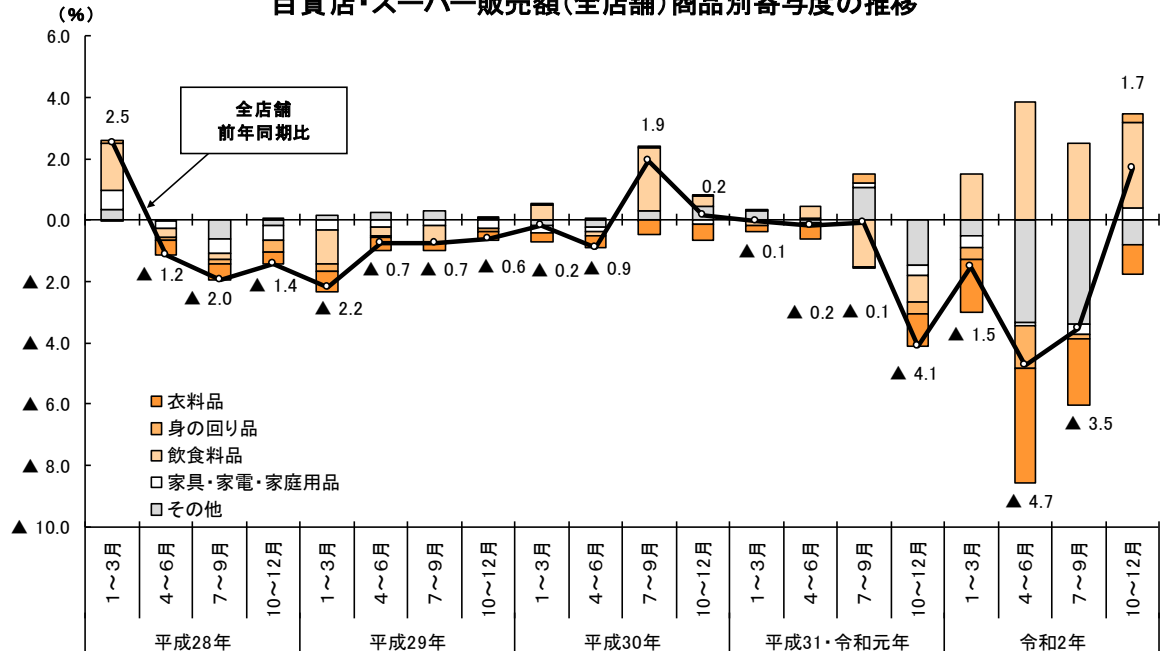
百貨店・スーパー販売額の推移

(単位:百万円)

区分	平成28年	29	30	令和元	2	2/元
販売額	414,549	410,109	411,162	406,351	<b>402,839</b>	<b>▲2.0%</b>
対前年増減率						
全店舗比較	▲0.6%	▲1.1%	0.3%	▲1.2%	<b>▲2.0%</b>	-
(既存店比較)	(▲1.5%)	(▲1.2%)	(▲1.5%)	(▲2.4%)	(▲2.5%)	-
衣料品	44,801	42,983	41,288	39,334	<b>30,634</b>	<b>▲22.1%</b>
身の回り品	16,583	16,206	16,314	16,272	<b>14,610</b>	<b>▲10.2%</b>
飲食品	281,902	279,899	282,614	280,321	<b>293,617</b>	<b>3.9%</b>
家具・家電・家庭用品	19,238	18,228	17,728	17,366	<b>17,391</b>	<b>▲2.1%</b>
その他の商品	49,785	50,524	50,944	50,816	<b>45,437</b>	<b>▲13.4%</b>
食堂・喫茶	2,240	2,270	2,274	2,242	<b>1,150</b>	<b>▲48.7%</b>

(図表3-1-3-4)

百貨店・スーパー販売額(全店舗)商品別寄与度の推移



資料:すべて経済産業省「商業動態統計年報」

※ 令和2年3月に調査対象事業所の見直しが行われたため、これに関わる対前年(同月、同期)増減率は、この見直しに伴うギャップを調整するリンク係数で処理した数値で計算している。

## 4 乗用車の購入動向

令和2年の乗用車新車新規登録台数(軽自動車を含む)は7万2,836台で、前年に比べ9,468台、11.5%の減少となり、3年連続の減少、過去2番目の減少率となった(図表3-1-4-1)。内訳を見ると普通車(3ナンバー車)は2万4,029台で、同13.3%の減少となり、5年ぶりの減少、小型車(5ナンバー車)は2万3,884台で、同13.5%の減少となり、3年連続の減少、軽自動車は2万4,923台で、同7.6%の減少となり、4年ぶりの減少となった(図表3-1-4-2)。

乗用車新車新規登録台数の構成比をみると、普通車は前年に比べ0.7ポイント低下し33.0%、小型車は同0.8ポイント低下し32.8%、軽自動車は同1.4ポイント上昇し34.2%となった(図表3-1-4-3)。

令和2年末の乗用車の保有台数は130万7,624台で、前年に比べ2,868台、0.2%の増加となった。内訳をみると、小型車は減少しているものの、普通車と軽自動車は増加となった。一世帯当たりの乗用車の平均保有台数は1.31台で、前年に比べ0.01ポイント低下した(図表3-1-4-2)。なお、令和2年度末都市別の自家用乗用車の普及状況(軽自動車を含む)の一世帯当たり台数は、大崎市が1.625台で全国上位200都市中14位、石巻市が1.492台で同40位、仙台市が1.016台で同138位となった。

令和2年度末の**平均車齢**※(全国平均、軽自動車除く)は乗用車で8.84年となり、前年度末に比べ0.12年延び、平成4年度以来29年連続の延びで過去最高となった。また、新車登録から抹消登録するまでの年数を示す平均使用年数(全国平均、軽自動車除く)は、乗用車で13.87年となり、前年度末に比べ0.36年延び、6年連続の延びで過去最高となった(図表3-1-4-4)。

→参考：長期社会経済統計表196ページ

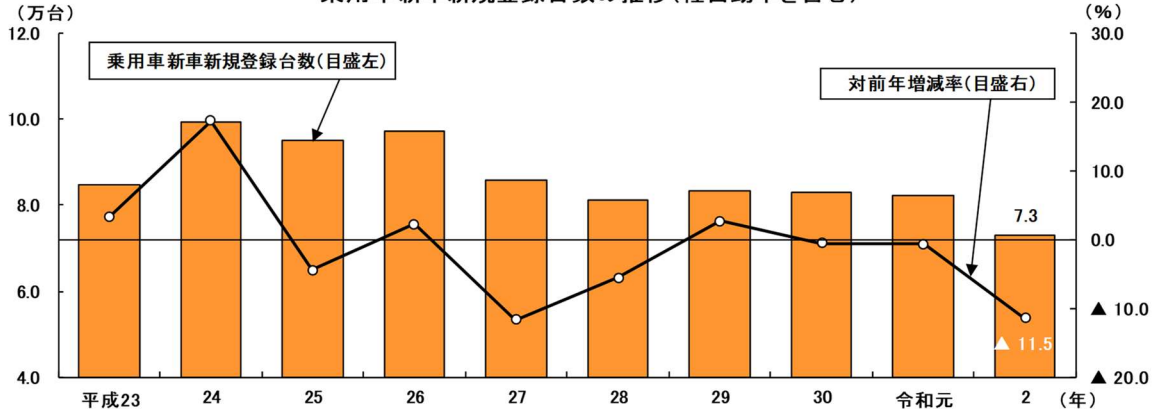
---

### 〔用語解説〕

※ **平均車齢**とは、国内で自動車登録番号標(ナンバープレート)を付けている自動車が新規登録されてからの平均経過年数をいう。

(図表3-1-4-1)

乗用車新車新規登録台数の推移(軽自動車を含む)



資料: 東北運輸局「管内新車新規登録台数」、(一般社団法人)全国軽自動車協会連合会ホームページ

(図表3-1-4-2)

乗用車新車新規登録台数、保有台数、一世帯当たり平均保有台数の推移

(単位:台 下段:対前年増減率)

区 分	平成28年	29	30	令和元	2	
乗用車	新車新規登録台数	81,074 ▲ 5.5%	83,269 2.7%	82,847 ▲ 0.5%	82,304 ▲ 0.7%	72,836 ▲ 11.5%
	保有台数	1,290,017 0.9%	1,298,147 0.6%	1,302,588 0.3%	1,304,756 0.2%	1,307,624 0.2%
	平均保有台数	1.33	1.33	1.32	1.32	1.31
普通車	新車新規登録台数	26,553 11.1%	26,650 0.4%	27,420 2.9%	27,707 1.0%	24,029 ▲ 13.3%
	保有台数	362,396 3.2%	371,841 2.6%	380,770 2.4%	389,251 2.2%	396,466 1.9%
小型車	新車新規登録台数	28,363 ▲ 4.9%	29,995 5.8%	28,478 ▲ 5.1%	27,617 ▲ 3.0%	23,884 ▲ 13.5%
	保有台数	473,881 ▲ 1.2%	467,626 ▲ 1.3%	458,534 ▲ 1.9%	448,762 ▲ 2.1%	439,886 ▲ 2.0%
軽自動車	新車新規登録台数	26,158 ▲ 18.4%	26,624 1.8%	26,949 1.2%	26,980 0.1%	24,923 ▲ 7.6%
	保有台数	453,740 1.4%	458,680 1.1%	463,284 1.0%	466,743 0.7%	471,272 1.0%

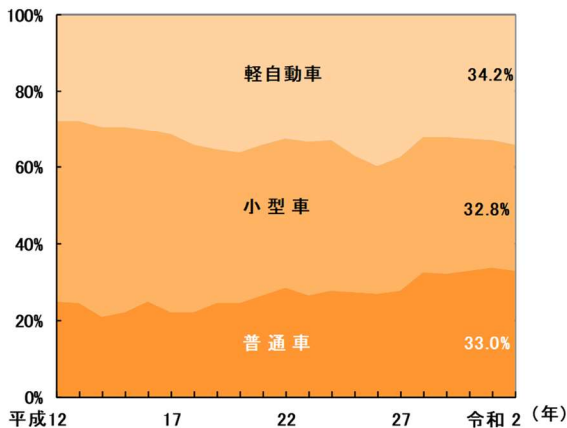
資料: 東北運輸局「管内新車新規登録台数」「管内自動車保有車両数」、(一般社団法人)全国軽自動車協会連合会ホームページ

※ 保有台数は、各年12月末データ。

※ 平均保有台数とは、一世帯当たりの平均保有台数(乗用車保有台数÷住民基本台帳による県総世帯数)のこと。

(図表3-1-4-3)

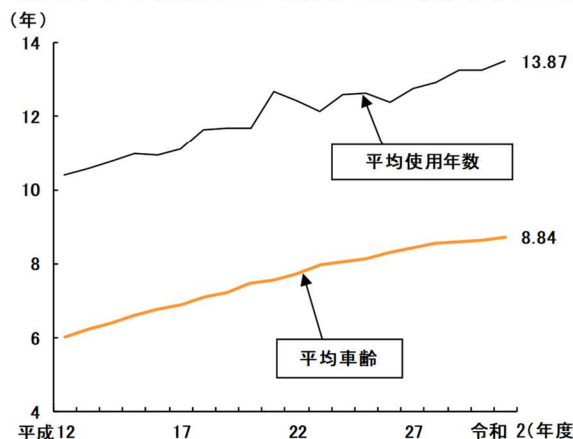
乗用車新車新規登録台数車種別構成比の推移



資料: 東北運輸局「管内新車新規登録台数」、(一般社団法人)全国軽自動車協会連合会ホームページ

(図表3-1-4-4)

乗用車平均車齢及び平均使用年数の推移(全国平均)



資料: (一般財団法人)自動車検査登録情報協会「わが国の自動車保有動向」  
※ 軽自動車除く。

## 5 消費生活相談の状況

令和2年度に宮城県内の消費生活センターや市町村の窓口などへ寄せられた消費生活相談件数は1万9,549件で、前年度に比べ72件、0.4%減少し、**2年連続の減少となった(図表3-1-5-1)。**

県受付(県消費生活センター及び6県民サービスセンター受付。以下同じ。)の相談件数は8,202件で、前年度に比べ516件、6.7%増加し、4年連続の増加となった(図表3-1-5-1)。

県受付の相談内容を商品・サービス分類別にみると、「商品一般」(架空請求<sup>※1</sup>・ダイレクトメールなど)が772件で、前年度に比べ236件の減少となったものの3年連続の最多となった。次いで、「デジタルコンテンツ」(アダルト情報・出会い系サイトなど)は622件で、同60件の増加、「他の健康食品」385件で、同74件の増加などとなった(図表3-1-5-3)。

県受付の相談を契約当事者の年代別にみると、70歳以上が1,404件で、構成比17.1%と最も多く、次いで50歳代が1,154件で、同14.1%などとなった。(図表3-1-5-2)。年代別の相談内容で最も多いのは、20歳未満から20歳代が「デジタルコンテンツ」、30歳代が「不動産貸借」、40歳代以上が「商品一般」となっている。

県受付の問題商法等別の相談件数(重複集計)をみると、「ネガティブ・オプション<sup>※2</sup>」が350件、次いで「架空請求」が195件、「無料商法<sup>※3</sup>」が177件などとなった(図表3-1-5-4)。年代別の相談内容で最も多いのは、20歳未満が「無料商法」、20歳代が「サイドビジネス商法<sup>※4</sup>」、30歳代から60歳代が「ネガティブ・オプション」、70歳以上が「架空請求」となっている。

---

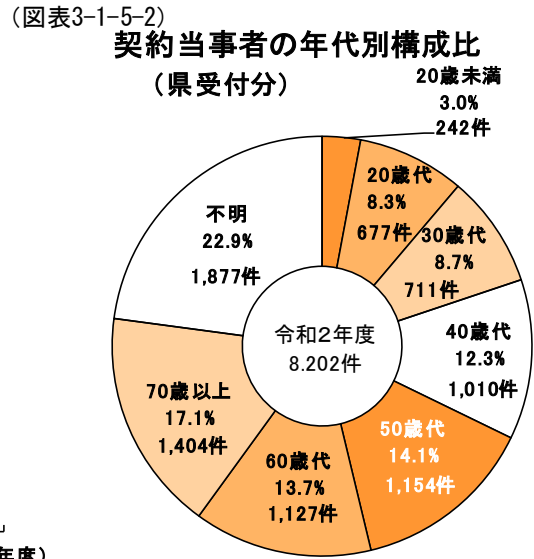
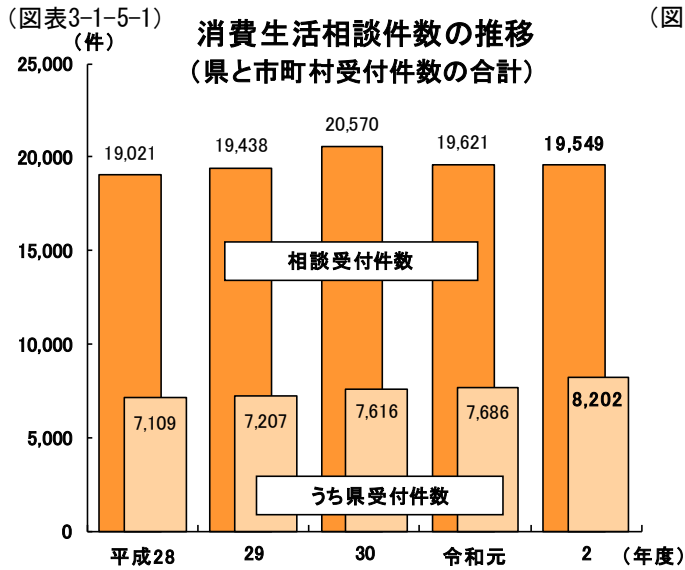
### 【用語解説】

※1 **架空請求**とは、身に覚えのない請求に関するメールやハガキが弁護士や公的機関のような名称から届き、「裁判にする」「財産を差し押さえる」などの文面で消費者の不安を煽り、消費者が業者に連絡をとるよう仕向ける手口をいう。

※2 **ネガティブ・オプション**とは、知らない業者から突然電話があり、注文していない健康食品などをあたかも消費者が注文したかのように勘違いさせ、代金引換で受け取らせたりする送り付け商法をいう。

※3 **無料商法**とは、「無料サービス」「無料招待」「無料体験」「無料で閲覧」など「無料」であることを強調して勧誘し、最終的に商品やサービスを契約させる商法をいう。

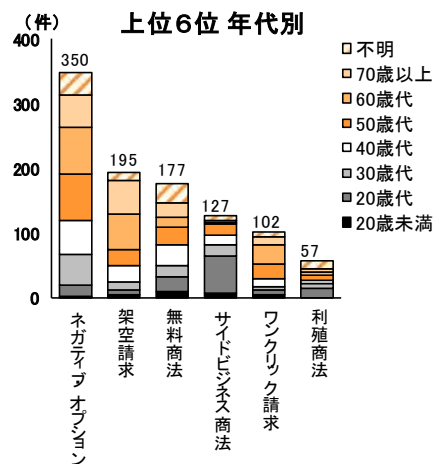
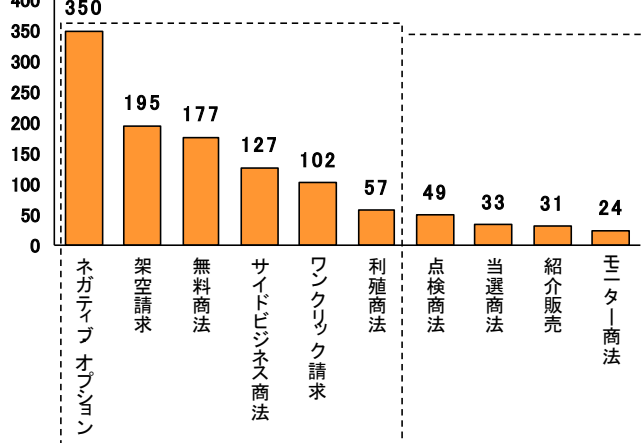
※4 **サイドビジネス商法**とは、「内職・副業(サイドビジネス)になる」「脱サラできる」などをセールストークに何らかの契約をさせる商法をいう。



(図表3-1-5-3) 商品・サービス別相談件数(県受付分、令和元、2年度上位10位)

令和元年度				令和2年度			
順位	商品・サービス	相談件数	構成比	順位	商品・サービス	相談件数	構成比
1	商品一般	1,008	13.1%	1	商品一般	772	9.4%
2	デジタルコンテンツ	562	7.3%	2	デジタルコンテンツ	622	7.6%
3	インターネット接続回線	385	5.0%	3	他の健康食品	385	4.7%
4	不動産貸借	322	4.2%	4	不動産貸借	384	4.7%
5	他の健康食品	311	4.0%	5	相談その他	247	3.0%
6	相談その他	258	3.4%	6	インターネット接続回線	244	3.0%
7	フリーローン・サラ金	233	3.0%	7	保健衛生品その他	236	2.9%
8	工事・建築	210	2.7%	8	工事・建築	225	2.7%
9	四輪自動車	177	2.3%	9	他の行政サービス	182	2.2%
10	携帯電話サービス	118	1.5%	10	役務その他サービス	174	2.1%
全相談件数		7,686	100.0%	全相談件数		8,202	100.0%

(図表3-1-5-4) 問題商法等別の相談件数 (県受付分、重複集計、令和2年度上位10位)



資料: すべて県消費生活・文化課「消費生活センター事業概要」



## 第 2 節

# 居住環境

## 1 自然環境

### (1) 気候

宮城県は、東北地方の南東部、太平洋側に位置し、その気候は典型的な太平洋側の特性を示している。東北地方としては比較的温暖で降雪が少なく、一年を通じて穏やかな気候である。

令和2年の仙台市の平均気温は、13.7℃で平年値を0.9℃上回った。仙台市における年平均気温の推移をみると、上昇傾向がうかがえる(図表3-2-1-1-1)。全国でも都市部を中心に気温の上昇傾向がみられ、地球規模での温暖化の影響のほかに、**ヒートアイランド現象<sup>※1</sup>**の影響もあると考えられる。また、年間降水量は、1,247.0mmで平年値の97.7%となった。月別に降水量を見ると、1月が126.5mmで平年値の299.1%、7月が397.5mmで同222.8%となり、いずれも昭和2年の統計開始以来、2番目に多い月合計値となった(図表3-2-1-1-2)。

### (2) 自然

宮城県の西部には奥羽山脈が連なり、森林が県土の約6割を占めている。これらの山々を源泉に流れ出た河川により、東北地方最大の平野である仙台平野が形成されている。また宮城県沖は寒流(親潮)と暖流(黒潮)がぶつかり合う潮目となっているため、魚が豊富で世界有数の漁場となっている。

県内では、自然公園として**国立公園<sup>※2</sup>**1か所、**国定公園<sup>※3</sup>**2か所、**県立自然公園<sup>※4</sup>**8か所の合計11か所、面積17万1,201ha(県土面積の約23.5%)が指定されている(図表3-2-1-2-1)。また、本県は伊豆沼・内沼(登米市、栗原市)、蕪栗沼・周辺水田(登米市、栗原市、大崎市)、化女沼(大崎市)、志津川湾(南三陸町)の4地域が**ラムサール条約<sup>※5</sup>**湿地として登録されており、ハクチョウ類やガン・カモ類といった数多くの水鳥の渡来地となっている。平成30年10月に登録された志津川湾(南三陸町)は、海域としては東北初、海藻藻場としては国内初の登録となった。

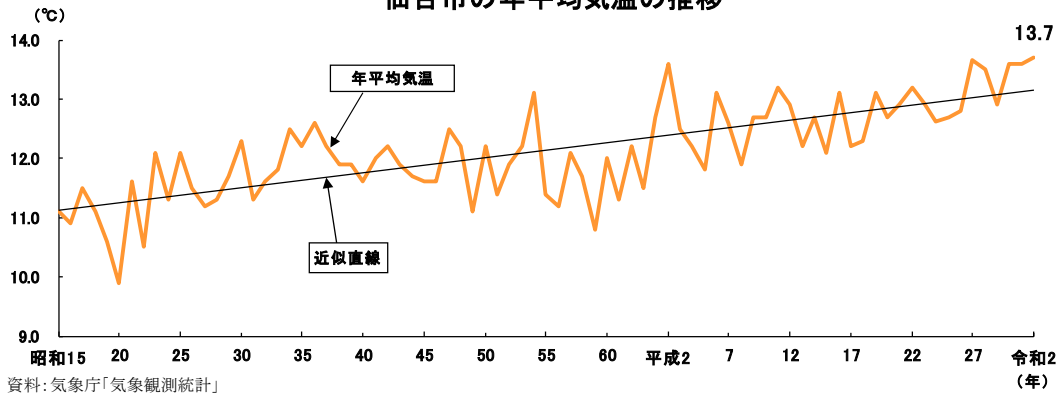
#### 【用語解説】

- ※1 **ヒートアイランド現象**とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことをいう。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれている。
- ※2 **国立公園**とは、同一の風景型式中、我が国の景観を代表すると共に、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景であって、自然公園法に基づいて環境大臣が指定した自然公園をいう。
- ※3 **国定公園**とは、国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であって、自然公園法に基づいて環境大臣が指定した自然公園をいう。

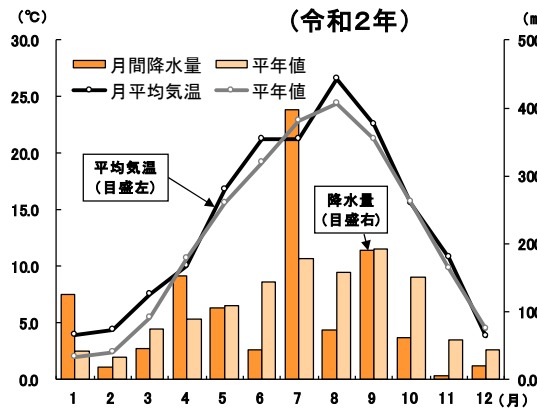


(図表3-2-1-1-1)

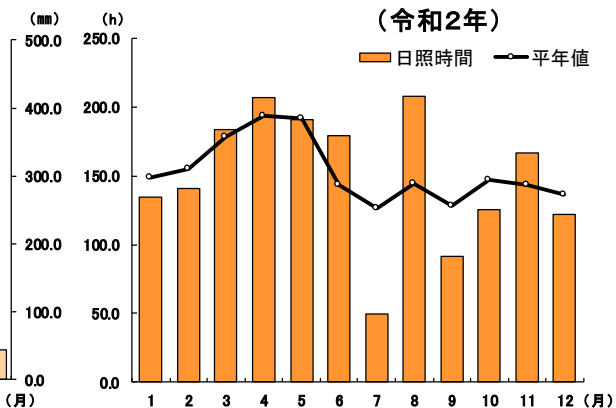
## 仙台市の年平均気温の推移



(図表3-2-1-1-2) 仙台市の月別平均気温と降水量 (令和2年)



(図表3-2-1-1-3) 仙台市の月別日照時間 (令和2年)



(図表3-2-1-2-1)

## 県内の自然公園

区分	公園名	指定年月日	面積(ha)	所在市町村名
国立公園	三陸復興 (旧陸中海岸、 南三陸金華山)	平27. 3. 31 (昭39. 6. 1)	14,884	石巻市、気仙沼市、登米市、女川町、南三陸町
	蔵王	昭38. 8. 8	20,757	仙台市、白石市、蔵王町、川崎町、七ヶ宿町
国定公園	栗駒	昭43. 7. 22	29,516	大崎市、栗原市
県立 自然公園	松島	明35. 9. 9	5,410	塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町
	旭山	昭15.12.13	34	石巻市
	蔵王高原	昭22. 2. 21	20,606	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
	二口峡谷	昭22. 8. 1	9,230	仙台市
	気仙沼	昭23.12.29	21,079	気仙沼市
	船形連峰	昭37.11. 1	35,449	仙台市、大和町、加美町、色麻町
	硯上山万石浦	昭54.10.26	9,933	石巻市、女川町
阿武隈渓谷	昭63.11.22	4,303	丸森町	

資料: 県自然保護課ホームページ

## 〔用語解説〕

- ※4 県立自然公園(都道府県立自然公園)とは、都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景であって、都道府県の条例に基づいて都道府県知事が指定した自然公園をいう。
- ※5 ラムサール条約とは、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全及び湿地の賢明な利用促進を目的とした条約で、昭和50年に発効した。日本は昭和55年に加入し、平成30年の登録をもって全国で52か所となった。

## 2 生活環境

### (1) 上下水道

令和2年度末の水道の給水人口※<sup>1</sup>は225万4,864人で、水道普及率※<sup>2</sup>は99.3%であり、全国平均の98.1%を上回った(図表3-2-2-1-1)。年間給水量は2億6,500万m<sup>3</sup>であり、前年度に比べ1.0%の増加となった。

水道普及率を市町村別にみると、19市町が県平均の99.3%以上となり、15市町村が90%台となった。90%台に達していないのは、丸森町(80.3%)の1町となった。

なお、宮城県の水道料金(令和3年4月1日現在の上水道の1月当たり県平均)は、家庭用料金(使用量10m<sup>3</sup>の場合)では2,138円となった。

また、令和2年度末の生活排水処理施設による汚水処理区域内人口※<sup>3</sup>は211万717人となった。汚水処理人口普及率※<sup>4</sup>は92.8%で、全国平均の92.1%を上回った。そのうち、下水道処理区域内人口は188万6,076人、下水道処理人口普及率は82.9%となり、全国平均の80.1%を上回った(図表3-2-2-1-2、図表3-2-2-1-3)。

下水道処理人口普及率を市町村別にみると、七ヶ浜町及び多賀城市が99.9%、塩竈市が99.3%などとなっているのに対し、南三陸町が6.0%、気仙沼市が18.7%、丸森町が36.0%となった。

---

#### 〔用語解説〕

※<sup>1</sup> 給水人口とは、上水道、簡易水道及び専用水道から給水を受けている人口をいう。

※<sup>2</sup> 水道普及率とは、行政区域内総人口における給水人口の割合をいう。

※<sup>3</sup> 汚水処理区域内人口とは、下水道や農業集落排水処理施設など各種生活排水処理施設の処理区域内人口をいう。

※<sup>4</sup> 汚水処理人口普及率とは、行政人口に占める汚水処理区域内人口の割合をいう。なお、行政人口に占める下水道処理区域内人口の割合を下水道処理人口普及率という。

(図表3-2-2-1-1)

## 水道給水人口及び普及率の推移

(単位:人、千m<sup>3</sup>)

区分	平成28年度	29	30	令和元	2
給水人口	2,287,301	2,282,001	2,273,501	2,263,850	<b>2,254,864</b>
上水道	2,253,384	2,273,380	2,266,099	2,257,108	<b>2,248,384</b>
簡易水道	31,276	6,089	5,781	5,690	<b>5,560</b>
専用水道	2,641	2,532	1,621	1,052	<b>920</b>
年間給水量	266,399	265,758	264,568	262,358	<b>265,000</b>
県内普及率	99.0%	99.1%	99.2%	99.2%	<b>99.3%</b>
全国普及率	97.9%	98.0%	98.0%	98.1%	<b>98.1%</b>

資料: 県食と暮らしの安全推進課「宮城県の水道」、厚生労働省「水道の基本統計」

(図表3-2-2-1-2)

## 汚水処理人口普及率の推移

(単位:人)

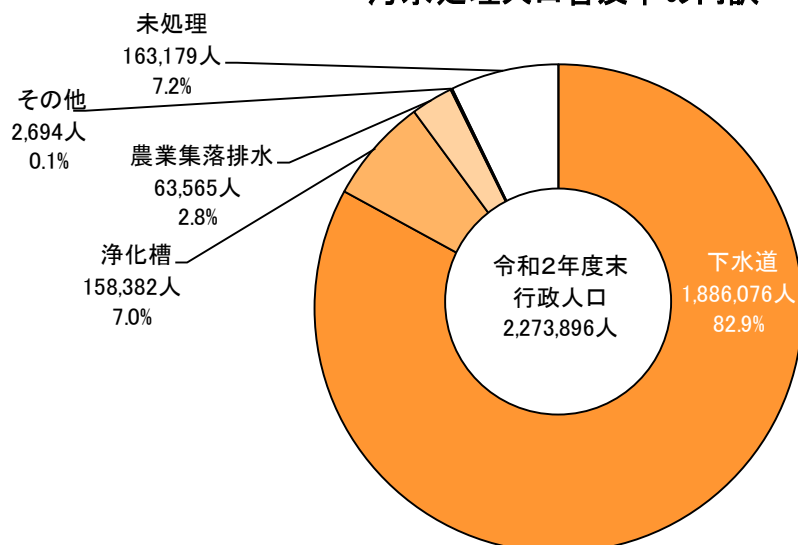
区分	平成28年度	29	30	令和元	2
汚水処理区域内人口	2,091,847	2,099,970	2,104,833	2,107,395	<b>2,110,717</b>
下水道	1,860,636	1,868,410	1,871,994	1,882,791	<b>1,886,076</b>
浄化槽	153,723	154,951	157,572	156,520	<b>158,382</b>
農業集落排水	70,233	69,363	67,908	65,366	<b>63,565</b>
その他	7,255	7,246	7,359	2,718	<b>2,694</b>
未処理	218,020	202,073	188,362	175,769	<b>163,179</b>
県内普及率	90.6	91.2	91.8	92.3	<b>92.8</b>
うち下水道普及率	80.6	81.2	81.6	82.5	<b>82.9</b>
全国普及率	90.4	90.9	91.4	91.7	<b>92.1</b>
うち下水道普及率	78.3	78.8	79.3	79.7	<b>80.1</b>

資料: 県都市計画課ホームページ

※東日本大震災の影響により、全国普及率は一部地域を除く参考値となっている。  
平成28～令和2年度…福島県の一部市町村を除く。

(図表3-2-2-1-3)

## 汚水処理人口普及率の内訳



資料: 県都市計画課ホームページ

## (2) 廃棄物・リサイクル

### イ 一般廃棄物

令和2年度の一般廃棄物（災害廃棄物を除く）の総排出量は81万4,327 tで前年度に比べ1万6,280 t、2.0%の減少となった。県民1人1日当たりの排出量は977 gとなっている（図表3-2-2-2-1）。

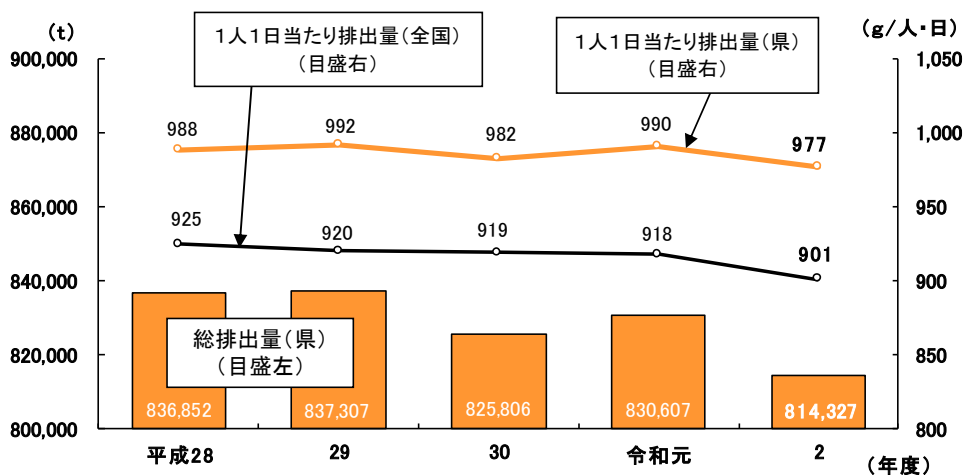
令和2年度のリサイクル量（事業者の自主的再生利用及び災害廃棄物リサイクル量を除く）は12万8,386 tで、前年度に比べ2.9%の減少となり、リサイクル率（同）は15.8%で、0.1ポイントの低下となった。また、令和2年度に埋立場へ最終処分されたごみは9万7,267 tで、前年度に比べ1.0%の減少となり、最終処分率は12.0%で、前年度に比べ0.1ポイントの上昇となった（図表3-2-2-2-2）。

### ロ 産業廃棄物

令和2年度の産業廃棄物の排出量は1,024万8,000 tで前年度に比べ23万8,000 t、2.3%の減少となった。種類別にみると、汚泥が581万8,000 tで最も多く、全体の56.8%を占め、次いで家畜ふん尿が183万3,000 t（構成比17.9%）、がれき類が158万9,000 t（同15.5%）などとなった（図表3-2-2-2-3）。

処理状況をみると、リサイクル量は353万1,000 t、リサイクル率は34.5%となり、リサイクル率は前年度に比べ0.8ポイントの上昇となった。また、最終処分量は13万7,000 t、最終処分率は1.3%となり、最終処分率は前年度に比べ0.3ポイントの低下となった（図表3-2-2-2-4）。

(図表3-2-2-2-1) 一般廃棄物の排出量及び1人1日当たり排出量の推移



資料: 県循環型社会推進課ホームページ

(図表3-2-2-2)

## 一般廃棄物リサイクル率及び最終処分率の推移

(単位:%)

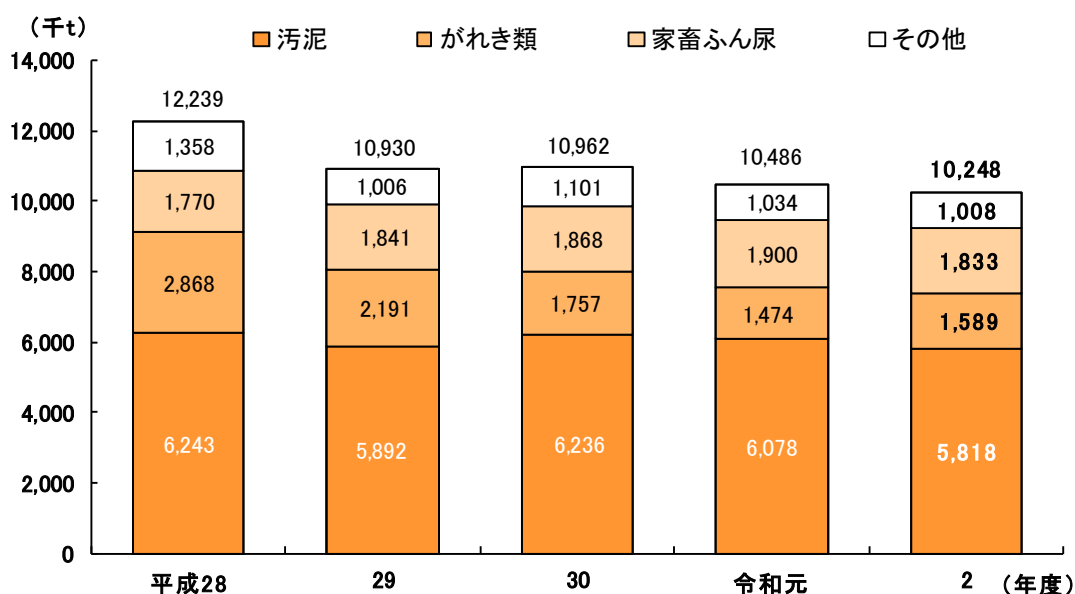
区分		平成28年度	29	30	令和元	2
全国	リサイクル率	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0
	最終処分率	9.2	9.0	9.0	8.9	8.7
宮城県	リサイクル率	15.8	16.0	16.1	15.9	15.8
	最終処分率	11.9	11.3	11.6	11.9	12.0

資料: 県循環型社会推進課ホームページ

※県は災害廃棄物を除く数値。全国は国庫補助による災害廃棄物を除く数値。

(図表3-2-2-3)

## 産業廃棄物の排出量の推移

資料: 県循環型社会推進課「宮城県産業廃棄物等実態調査報告書」、  
「宮城県産業廃棄物実態推定業務報告書」

(図表3-2-2-4)

## 産業廃棄物リサイクル率及び最終処分率の推移

(単位:%)

区分		平成28年度	29	30	令和元	2
全国	リサイクル率	52.7	52.2	52.5	52.7	53.4
	最終処分率	2.6	2.5	2.4	2.4	2.4
宮城県	リサイクル率	40.6	39.5	35.6	33.7	34.5
	最終処分率	1.7	1.6	1.7	1.6	1.3

資料: 環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等」(令和2年度データは速報値)、  
県循環型社会推進課「宮城県産業廃棄物等実態調査報告書」、  
「宮城県産業廃棄物実態推定業務報告書」

### 3 公共の安全

#### (1) 交通事故

令和2年の県内の交通事故発生件数は、4,487件で前年に比べ1,188件、20.9%の減少、交通事故による負傷者数は5,483人で同1,458人、21.0%の減少となり、ともに公表された昭和52年以降で最少となった(図表3-2-3-1-1)。

交通事故による死者数は44人で、前年に比べ21人、32.3%の減少となり、3年ぶりの減少となった(図表3-2-3-1-1)。人口10万人当たりの死者数は1.91人で、全国平均(2.25人)を0.34ポイント下回った(図表3-2-3-1-2)。

交通事故死者数44人を年代別にみると、最も多いのは高齢者(65歳以上)の20人で、前年に比べ2人減少し、全体に占める割合は45.5%となり、前年より11.6ポイント上昇した(図表3-2-3-1-3)。

また、高齢運転者の事故(高齢者が**第1当事者\***となった交通事故)の発生件数は、1,148件で前年に比べ146件の減少となったが、平成26年以降、若年(16歳以上24歳以下)運転者の事故件数を上回っており、全交通事故発生件数に占める高齢運転者事故件数の割合は25.6%で、前年より2.8ポイント上昇した(図表3-2-3-1-4)。

(図表3-2-3-1-1)

#### 交通情勢の推移

(単位:件、人、台)

区分		平成28年	29	30	令和元	2	
全国	発生件数	実数	499,201	472,165	430,601	381,237	<b>309,178</b>
		増減率	▲7.0%	▲5.4%	▲8.8%	▲11.5%	▲18.9%
	死者数	実数	3,904	3,694	3,532	3,215	<b>2,839</b>
		増減率	▲5.2%	▲5.4%	▲4.4%	▲9.0%	▲11.7%
	負傷者数	実数	618,853	580,850	525,846	461,775	<b>369,476</b>
		増減率	▲7.1%	▲6.1%	▲9.5%	▲12.2%	▲20.0%
宮城県	発生件数	実数	7,986	7,491	6,815	5,675	<b>4,487</b>
		増減率	▲7.4%	▲6.2%	▲9.0%	▲16.7%	▲20.9%
	死者数	実数	71	51	56	65	<b>44</b>
		増減率	7.6%	▲28.2%	9.8%	16.1%	▲32.3%
	負傷者数	実数	10,057	9,353	8,509	6,941	<b>5,483</b>
		増減率	▲7.8%	▲7.0%	▲9.0%	▲18.4%	▲21.0%
	免許人口		1,542,955	1,545,353	1,546,701	1,544,213	<b>1,542,518</b>
		若年者	114,591	113,011	112,074	109,733	<b>108,706</b>
		高齢者	312,391	327,244	340,355	350,534	<b>360,364</b>
	自動車等保有台数		1,863,192	1,867,411	1,865,935	1,864,810	<b>1,826,452</b>

資料: 県警察本部交通企画課「みやぎの交通事故」

※ 免許人口の若年者は16歳以上24歳以下、高齢者は65歳以上。

※ 自動車等保有台数は自動車数は各年3月末現在、原動機付自転車・小型特殊車数は各年4月1日現在。





## （２）犯罪・少年非行

令和２年の県内の**刑法犯**<sup>※１</sup>の**認知件数**<sup>※２</sup>は、１万193件で前年に比べ2,786件、21.5%の減少となり、戦後最も多かった平成13年以降、19年連続の減少となった。また、**検挙件数**<sup>※３</sup>は5,090件で同205件、3.9%の減少、**検挙率**<sup>※４</sup>は49.9%で同9.1ポイントの上昇となった。なお、検挙率は全国平均（45.5%）と比べ4.4ポイント上回っている（図表3-2-3-2-1）。

認知件数を包括罪種別にみると、窃盗犯が6,564件で最も多く、前年に比べ2,772件、29.7%の減少となった。次いで、粗暴犯が851件で同61件、6.7%の減少、知能犯が753件で同20件、2.7%の増加などとなった（図表3-2-3-2-2）。知能犯のうち詐欺が89.5%（674件）を占めており、近年、社会問題となっている特殊詐欺（預貯金詐欺等）は、認知件数が180件で同33件、15.5%の減少となり、被害総額が約２億8,166万円で同約44万円、0.2%の増加となった。

令和２年の県内の刑法犯の**検挙人員**<sup>※５</sup>は、2,872人で前年に比べ241人、7.7%の減少となった。検挙人員の犯行時年齢別の状況をみると、70歳以上が490人で最も多く、次いで、40歳～49歳が472人、20歳～29歳が462人などとなった（図表3-2-3-2-1、図表3-2-3-2-3）。

県内の少年非行の状況をみると、過去10年間における非行少年等の検挙・補導数は減少傾向で推移しており、令和２年の検挙・補導数は3,761人で前年に比べ1,467人、28.1%の減少となった。検挙・補導数のうち刑法による検挙・補導人員は276人で同26人、8.6%の減少、**不良行為少年**<sup>※６</sup>は3,409人で同1,446人、29.8%の減少となった（図表3-2-3-2-4）。

---

### 【用語解説】

※１ **刑法犯**とは、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた刑法に規定する罪等をいう。

※２ **認知件数**とは、警察において発生を認知した事件の数をいう。

※３ **検挙件数**とは、刑法犯において警察で検挙した事件の数（解決事件の件数を含む）をいう。

※４ **検挙率**とは、認知件数に対する検挙件数の割合を百分比で表したものをいう。

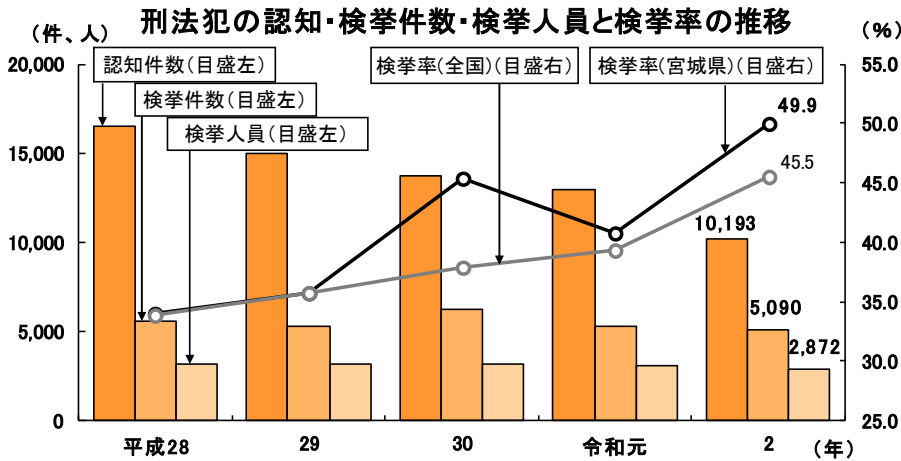
※５ **検挙人員**とは、警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

※６ **不良行為少年**とは、**非行少年**<sup>※７</sup>には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

※７ **非行少年**とは、犯罪少年、触法少年及びびぐ犯少年をいう。



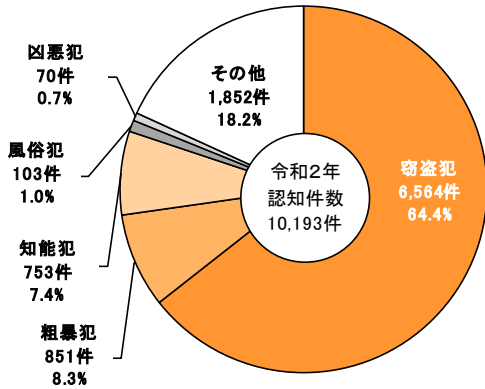
(図表3-2-3-2-1)



資料: 県警察本部刑事総務課「犯罪統計書」

(図表3-2-3-2-2)

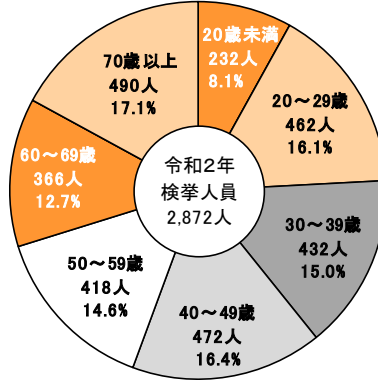
刑法犯(認知件数)の包括罪種別内訳



資料: 県警察本部刑事総務課「犯罪統計書」

(図表3-2-3-2-3)

刑法犯(検挙人員)の犯行時年齢別内訳



資料: 県警察本部刑事総務課「犯罪統計書」

(図表3-2-3-2-4)

非行少年等の検挙・補導状況の推移

(単位:人)

区	分	平成28年	29	30	令和元	2	
検挙・補導人員	実数	6,241	6,072	5,079	5,228	3,761	
	増減率	▲ 14.0%	▲ 2.7%	▲ 16.4%	2.9%	▲ 28.1%	
非行少年	刑法による検挙・補導人員		404	390	327	302	276
			▲ 18.4%	▲ 3.5%	▲ 16.2%	▲ 7.6%	▲ 8.6%
	刑法犯少年		344	332	264	245	226
			▲ 19.8%	▲ 3.5%	▲ 20.5%	▲ 7.2%	▲ 7.8%
	触法少年		60	58	63	57	50
			▲ 9.1%	▲ 3.3%	8.6%	▲ 9.5%	▲ 12.3%
	特別法による検挙・補導人員		50	50	57	66	75
			▲ 31.5%	0.0%	14.0%	15.8%	13.6%
	ぐ犯少年		18	17	11	5	1
			▲ 10.0%	▲ 5.6%	▲ 35.3%	▲ 54.5%	▲ 80.0%
不良行為少年		5,769	5,615	4,684	4,855	3,409	
		▲ 13.5%	▲ 2.7%	▲ 16.6%	3.7%	▲ 29.8%	

資料: 県警察本部少年課「少年非行の実態」

※ 「刑法犯少年」は14歳以上20歳未満の者を、「触法少年」は14歳未満の者をいう。

※ 「ぐ犯少年」とは、保護者の正当な監督に服しない性癖など、一定の理由があつて、その性格または環境から判断して、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

### (3) 災害

#### イ 自然災害

令和2年の自然災害による被害総額は、10億1,098万円となった。その中でも、4月の大雨による被害額は、4億3,664万円であり、被害額が最も大きくなった。被害額の内訳は、水産被害2億8,073万円、農林水産業施設6,809万円、農産被害3,950万円、畜産被害3,829万円などとなった。次いで、12月の大雪による被害は、死者2名、被害額3億3,622万円となった。被害額の内訳は、農産被害2億6,804万円、畜産被害6,818万円となった(図表3-2-3-3-1)。

なお、令和2年より前に発生した自然災害では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災が甚大な規模となっており、人的被害(死者、行方不明者、負傷者の合計)1万5,928人、建物被害(全壊、半壊、一部破損、床上・床下浸水、非住家の合計)49万6,929棟、被害総額9兆968億9,343万円であった(図表3-2-3-3-1)。

また、令和元年東日本台風は、人的被害(同)65人、建物被害(同)1万9,517棟、被害総額1,642億2,241万円であった(図表3-2-3-3-1)。

#### ロ 火災

令和2年の総出火件数は642件で、前年に比べ12件、1.8%減少となった。これは1日に約1.76件の割合で火災が発生していることになる(図表3-2-3-3-2)。

出火件数を火災種別ごとにみると、建物火災が369件(構成比57.5%)と最も多く、次いで車両火災69件(同10.7%)、林野火災28件(同4.4%)などとなった。

また、出火原因別にみると、放火・放火の疑いが96件(同15.0%)と最も多く、次いでたばこ49件(同7.6%)、こんろ47件(同7.3%)、電灯電話等の配線36件(同5.6%)などとなった。これら出火原因のうち、放火・放火の疑いや不明・調査中を除いた、いわゆる失火とされるものは490件で、全体の76.3%を占めている(図表3-2-3-3-3)。

火災による死傷者数をみると、死者は26人で、前年と比べ2人減少し、負傷者は112人で、前年と比べ15人増加となった。死者数を死因別にみると、火傷が10人(構成比38.5%)と最も多く、次いで自殺7人(同26.9%)、一酸化炭素中毒・窒息死4人(同15.4%)、その他・不明5人(同19.2%)となった(図表3-2-3-3-2、図表3-2-3-3-4)。

(図表3-2-3-3-1)

## 自然災害による被害総額・人的被害・建物被害の推移

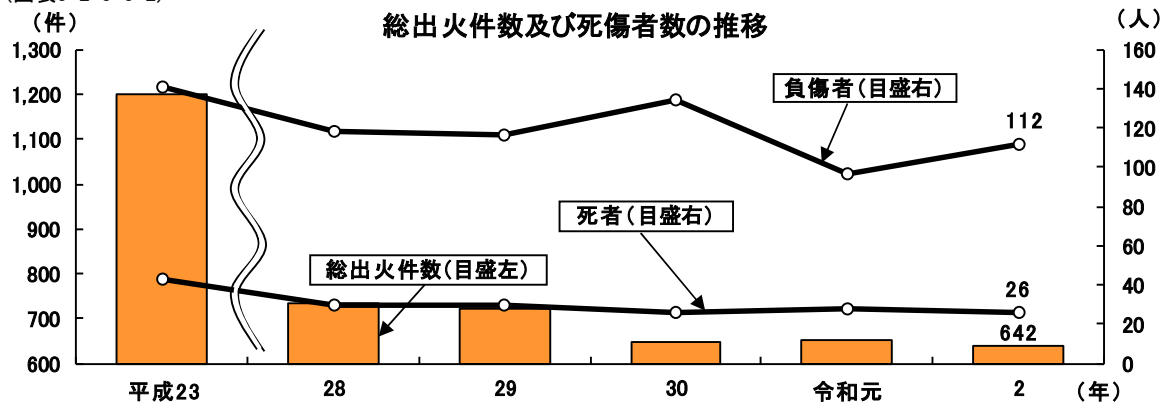
(単位:億円、人、棟)

被害区分	平成23年	28	29	30	令和元	2
被害総額	90,995	62	45	9	1,642	10
人的被害	15,939	8	17	21	79	8
死者	10,570	0	0	2	20	2
行方不明者	1,215	0	0	0	2	0
負傷者	4,154	8	17	19	57	6
建物被害	500,164	45	201	92	19,523	20
全壊	83,008	1	0	0	291	0
半壊	155,332	0	1	0	3,024	0
一部破壊	224,215	29	48	81	2,484	5
床上浸水	648	0	13	1	1,797	0
床下浸水	10,115	14	135	4	11,833	15
非住家	26,846	1	4	6	94	0

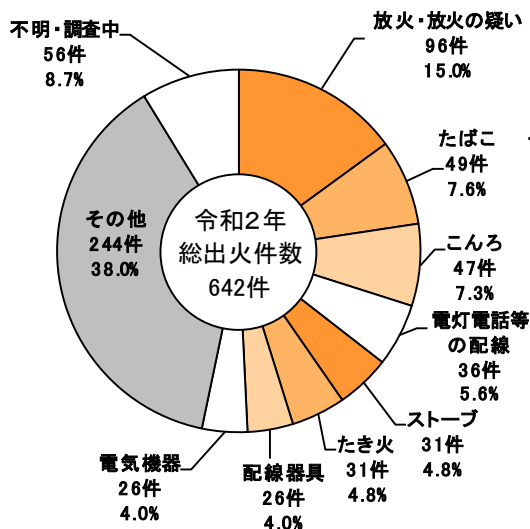
※ 各数値は下記資料公表時のものであるが、平成23年については、東日本大震災の被害総額を令和3年9月30日現在、人的・建物被害を令和4年2月28日現在、令和元年については、令和元年東日本台風の被害総額、人的・建物被害を令和3年9月30日現在の数値(県復興・危機管理総務課公表資料)に置き換えたものである。

※ 被害総額は、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設、その他被害(農産、林産、畜産、水産、商工等)の被害額合計である。

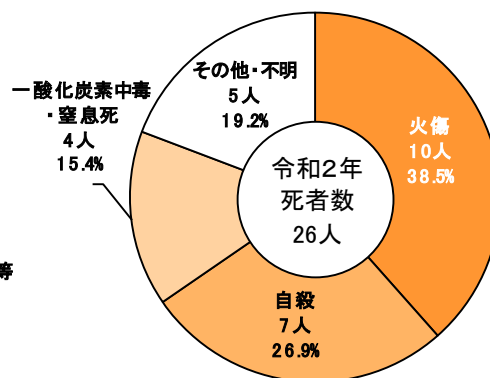
(図表3-2-3-3-2)



(図表3-2-3-3-3) 出火原因別件数



(図表3-2-3-3-4) 火災による死因別死者数



資料:すべて県消防課「消防防災年報」



# 第 3 節

## 社 会 保 障

# 1 医療と年金

## (1) 医療体制

令和2年10月1日現在における県内の医療施設数は2,874施設で、前年に比べ4施設、0.1%の増加となった。施設数を種類別にみると、**病院**<sup>※1</sup>は136施設で同2施設の減少、**一般診療所**<sup>※2</sup>は1,686施設で同15施設の増加、歯科診療所は1,052施設で同9施設の減少となった。一般診療所のうち**有床診療所**<sup>※2</sup>は112施設で同8施設の減少、**無床診療所**<sup>※2</sup>は1,574施設で同23施設の増加となった。医療施設の病床数をみると、病院は24,859床で同341床の減少、一般診療所は1,434床で同68床の減少となった(図表3-3-1-1-1)。

人口10万人当たりの施設数をみると、病院数は5.9施設で前年に比べ0.1施設の減少、一般診療所数は73.2施設で同0.7施設の増加となり、病院、一般診療所ともに全国平均(病院6.5施設、一般診療所81.3施設)を下回った。また、人口10万人当たりの病床数をみると、病院は1,079.9床で同12.9床の減少、一般診療所は62.3床で同2.8床の減少となり、施設数と同様、全国平均(病院1,195.1床、一般診療所68.2床)を下回った(図表3-3-1-1-2、図表3-3-1-1-3)。

医療施設のうち病院の利用状況をみると、1日平均患者数は、在院患者が1万8,454人で、前年に比べ4.6%の減少、外来患者は1万9,716人で同8.0%の減少となった(図表3-3-1-1-1)。

病院の従事者数をみると、医師数(人口10万対医療施設従事医師数、令和2年12月31日現在)は246.3人となり、全国平均(256.6人)を下回った(図表3-3-1-1-4)。看護師及び准看護師数(人口10万対就業看護師・准看護師数、令和2年末現在)は1,133.4人となり、全国平均(1,241.0人)を下回った(図表3-3-1-1-5)。

→参考:都道府県比較統計表206ページ

### 【用語解説】

- ※1 **病院**とは、医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。
- ※2 **一般診療所**とは、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有する医療施設をいう(医療法の定めにより、診療所には「病院」という名称をつけることはできない)。病床を有するものを**有床診療所**、有しないものを**無床診療所**という。

(図表3-3-1-1-1)

## 医療施設数、病床数等の推移

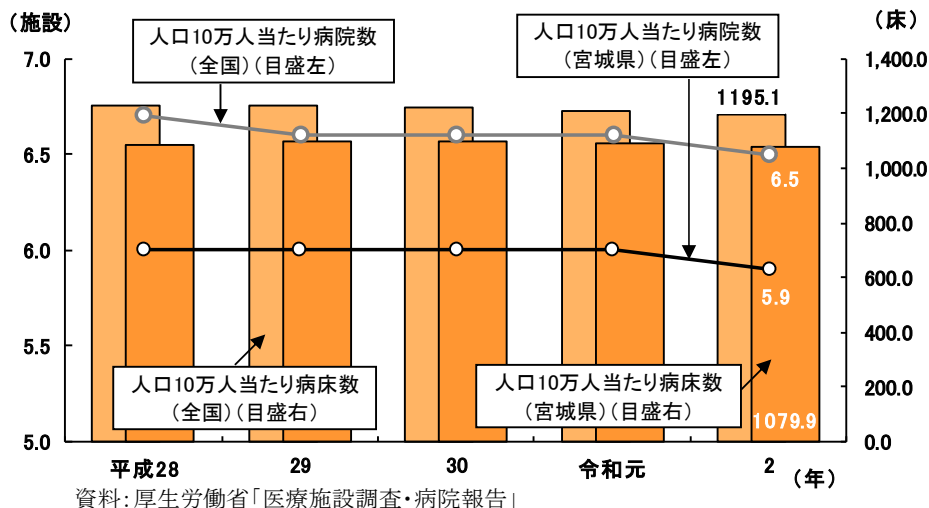
(単位:施設、床、人、日)

区 分		平成28年	29	30	令和元	2	2/元		
全国	医療施設数	178,911	178,492	179,090	179,416	178,724	▲ 0.4%		
	病床数	1,664,525	1,653,303	1,641,468	1,620,097	1,593,633	▲ 1.6%		
宮 城 県	医療施設数	総数	2,870	2,863	2,878	2,870	2,874	0.1%	
		病院	139	140	139	138	136	▲ 1.4%	
		一般診療所	1,662	1,659	1,673	1,671	1,686	0.9%	
		有床診療所	138	133	126	120	112	▲ 6.7%	
		無床診療所	1,524	1,526	1,547	1,551	1,574	1.5%	
		歯科診療所	1,069	1,064	1,066	1,061	1,052	▲ 0.8%	
	病床数	病院	25,225	25,552	25,463	25,200	24,859	▲ 1.4%	
		一般診療所	1,765	1,651	1,587	1,502	1,434	▲ 4.5%	
	利用 状 況	1日平均 患者数	在院	19,300	19,545	19,500	19,346	18,454	▲ 4.6%
			外来	21,230	21,976	21,633	21,439	19,716	▲ 8.0%
平均在 院日数		総数	25.1	24.8	24.4	24.0	24.7	2.9%	
		一般病床	15.6	15.3	15.1	14.8	15.1	2.0%	

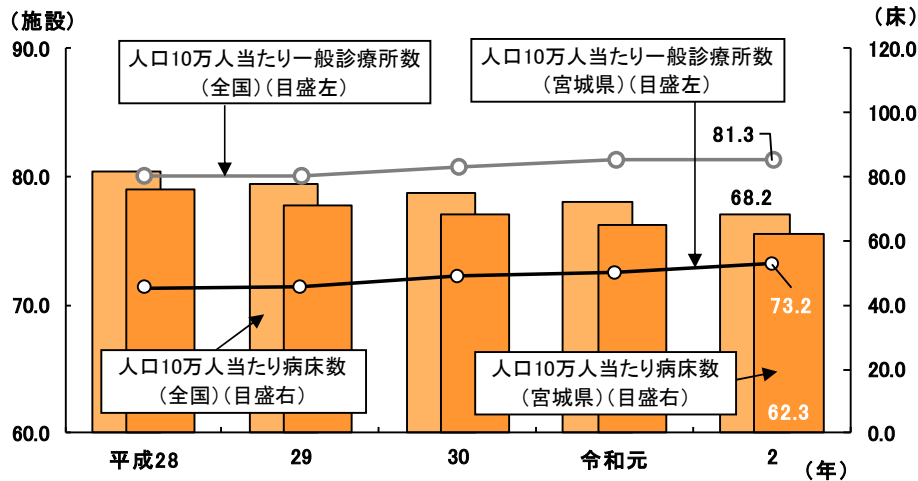
資料:厚生労働省「医療施設調査・病院報告」

※医療施設数、病床数は各年10月1日現在で休止及び1年以上休診中の施設を除く。

(図表3-3-1-1-2) 人口10万人当たり病院数及び病床数の推移



(図表3-3-1-1-3) 人口10万人当たり一般診療所数及び病床数の推移



## (2) 医療保険

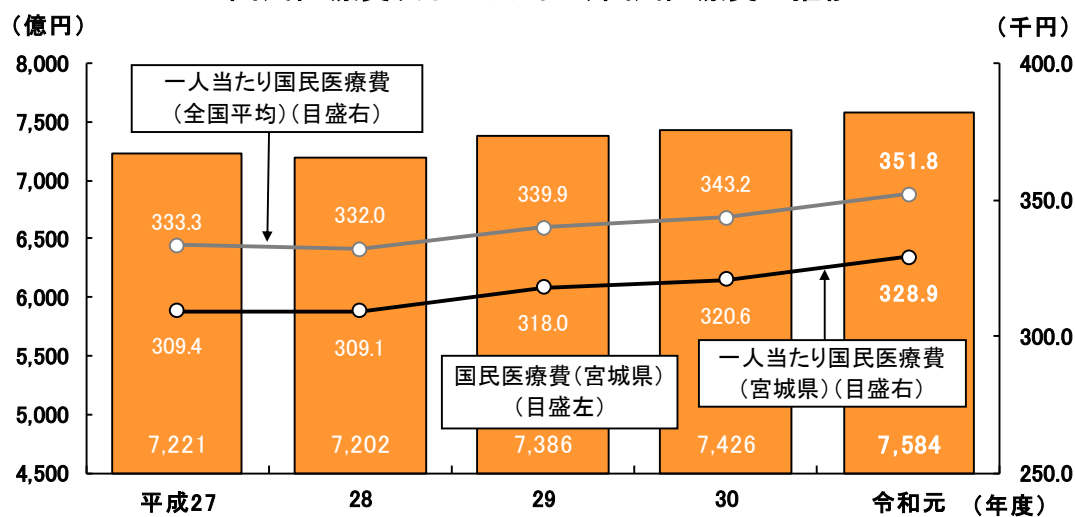
令和元年度の県の**国民医療費**<sup>※1</sup>は7,584億円で、平成30年度から158億円、2.1%の増加となった。県民一人当たりの国民医療費は32万8,900円で、全国平均(35万1,800円)を下回った(図表3-3-1-2-1、図表3-3-1-2-2)。

主な医療保険制度の県内の状況をみると、国民健康保険は、令和2年度末の被保険者数が47万9,650人で前年度に比べ0.6%の減少となった。また、保険給付費は1,532億円で同2.2%の減少となり、被保険者一人当たりの保険給付費は31万9,338円で同1.6%の減少となった(図表3-3-1-2-3)。

**全国健康保険協会管掌健康保険**<sup>※2</sup>は、令和2年度末の被保険者数が46万6,651人で前年度に比べ0.1%の減少となり、被扶養者数は27万9,699人で同2.2%の減少となった。また、保険給付費は1,198億円で同1.0%の減少となり、被保険者一人当たりの保険給付費は25万6,624円で同0.9%の減少となった(図表3-3-1-2-4)。

後期高齢者医療は、令和2年度末の被保険者数が31万4,454人で前年度に比べ0.4%の減少となった。また、保険給付費は2,401億円で同2.1%の減少となり、被保険者一人当たりの保険給付費は76万3,585円で同1.7%の減少となった(図表3-3-1-2-5)。

(図表3-3-1-2-1) **国民医療費及び一人当たり国民医療費の推移**



資料:厚生労働省「国民医療費」

### 【用語解説】

※1 **国民医療費**は、患者の住所地に基づいて都道府県別に推計したもの。

※2 **全国健康保険協会管掌健康保険**は、中小企業等の従業員を対象とした健康保険。愛称は「協会けんぽ」。





### (3) 年金

県内の国民年金の適用及び給付状況をみると、令和2年度末の被保険者数は37万9,880人で前年度末に比べ6,638人、1.7%の減少となった。国民年金保険料の全額免除者数は10万6,592人となり、**全額免除割合**<sup>※1</sup>は44.6%で同1.9ポイントの上昇となった。また、保険料の現年度**納付率**<sup>※2</sup>は73.1%で同2.6ポイントの上昇となった(図表3-3-1-3-1)。

**受給権者**<sup>※3</sup>数は67万267人で前年度末に比べ7,843人、1.2%の増加、受給権者の年金額は4,525億円で同86億円、1.9%の増加となり、受給権者数、年金額ともに増加となっている。国民年金の約9割を占めている老齢年金の給付状況をみると、受給権者数は61万3,340人で同7,864人、1.3%の増加、年金額は4,118億円で同84億円、2.1%の増加となった(図表3-3-1-3-1)。

次に、県内の厚生年金保険の適用及び給付状況をみると、令和2年度末の適用事業所数は4万2,262か所で前年度末に比べ1,005か所、2.4%増加し、10年連続の増加となった。一方、被保険者数は56万5,406人で同3,527人、0.6%減少し、10年ぶりの減少となった。**標準報酬月額**の**平均**<sup>※4</sup>は28万2,794円で同616円、0.2%の減少となった(図表3-3-1-3-2)。

受給権者数は67万1,611人で前年度末に比べ9,845人、1.5%の増加となった。受給権者の年金額は4,406億円で同40億円、0.9%の増加となった。厚生年金保険のうち老齢年金については、受給権者数が29万2,405人で同5,010人、1.7%の増加となり、年金額は2,992億円で同25億円、0.8%の増加となった(図表3-3-1-3-2)。

**個人型確定拠出年金**<sup>※5</sup>(iDeCo)の令和2年度末の県の人口千人当たりの加入者数及び運用指図者数は25人で、前年度末に比べ5人増加したが、全国平均(34人)を下回った(図表3-3-1-3-3)。

---

#### 【用語解説】

- ※1 **全額免除割合**とは、全額免除被保険者数が第1号被保険者数(任意加入被保険者を除く)に占める割合をいう。
- ※2 **納付率**とは、納付月数(納付すべき月数のうち実際に納付された月数)を納付対象月数(当該年度分の保険料として納付すべき月数)で除したものをいい、現年度納付率とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数に対し、当該年度分の保険料のうち当該年度中(翌年度4月末まで)に納付した月数の割合をいう。
- ※3 **受給権者**とは、年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう(全額支給停止されている者も含む)。



## 2 福 祉

### (1) 高齢者福祉

県内の高齢化の状況をみると、令和2年度末の高齢者（65歳以上。以下同じ。）人口は64万6,330人で、前年に比べ8,327人、1.3%の増加となった。総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は28.4%となり、前年度末に比べ0.5ポイント上昇した。市町村別にみると、七ヶ宿町（高齢化率45.7%）や丸森町（同42.5%）などで高齢化率が高く、富谷市（同21.3%）、名取市（同23.1%）などで高齢化率が低くなっている。また、在宅のひとり暮らし高齢者の数も年々増加しており、令和2年度末には13万9,393人で、高齢者人口に占める割合は21.6%となった（図表3-3-2-1-1）。

令和2年度末の介護保険の第1号被保険者<sup>\*1</sup>のうち要介護・要支援認定者数は11万9,003人で、前年度末に比べ2,575人、2.2%の増加となり、制度開始の平成12年度から20年連続で増加している（図表3-3-2-1-1、図表3-3-2-1-2）。

介護保険制度における施設・事業所数を種類別にみると、居宅サービス事業所では、訪問介護が492事業所で、前年に比べ1.8%の減少、通所介護が442事業所で、同1.1%の減少となった。介護保険施設では、介護老人福祉施設<sup>\*2</sup>が163施設で、同1.2%の増加、介護老人保健施設<sup>\*3</sup>が94施設で変わらず、介護療養型医療施設<sup>\*4</sup>が4施設で同33.3%の減少となった。また、介護保険施設の種類別定員数をみると、介護老人福祉施設が10,322人で、同3.1%の増加、介護老人保健施設が8,889人で、同0.6%の減少、介護療養型医療施設が57病床で、同59.3%の減少となった（図表3-3-2-1-3）。

（図表3-3-2-1-1）

（単位：人）

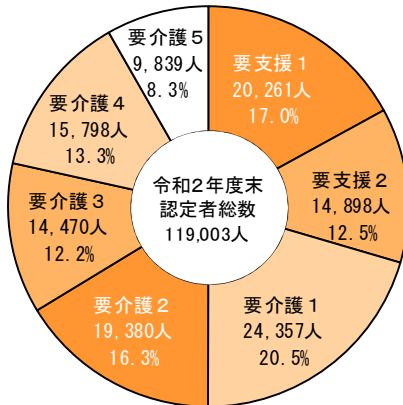
区 分		平成28 年度末	29	30	令和元	2	2/元
総 人 口		2,309,867	2,302,443	2,293,195	2,283,164	<b>2,273,909</b>	<b>▲ 0.4%</b>
高 齢 者	人 口（ 6 5 歳 以 上 ） （ 高 齢 化 率 ）	606,851 26.3%	619,555 26.9%	629,559 27.5%	638,003 27.9%	<b>646,330</b> <b>28.4%</b>	<b>1.3%</b> -
	在 宅 一 人 暮 ら し 高 齢 者 数 （ 6 5 歳 以 上 に 占 め る 割 合 ）	111,120 18.3%	116,740 18.8%	121,355 19.3%	132,690 20.8%	<b>139,393</b> <b>21.6%</b>	<b>5.1%</b> -
	要 介 護 認 定 高 齢 者 数 （ 6 5 歳 以 上 に 占 め る 割 合 ）	108,621 17.9%	110,956 17.9%	114,338 18.2%	116,428 18.2%	<b>119,003</b> <b>18.4%</b>	<b>2.2%</b> -

資料：県長寿社会政策課「宮城県高齢者人口調査」、厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」「介護保険事業状況報告月報」

※ 数値は各年度末現在。なお、要介護認定高齢者数（要支援含む）は、第1号被保険者の数値。

(図表3-3-2-1-2)

## 要介護・要支援認定者数(第1号被保険者)(令和2年度末)



## 要介護状態区分(概要)

## 要支援1

食事・排せつ等は概ね自立。生活機能の低下により時々支援が必要。

## 要支援2及び要介護1

排せつ、入浴、清潔等、衣服の着脱等に一部介助等が必要。

## 要介護2

排せつ、入浴、清潔等に一部または全介助が必要。

## 要介護3

排せつ、入浴について全介助のほか清潔等、衣服の着脱に全介助が必要。

## 要介護4

入浴、排せつ、衣服の着脱、清潔等の全般について全面的な介助が必要。

## 要介護5

生活全般にわたって、全面的な介助が必要。

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」

(図表3-3-2-1-3)

## 主な種類別介護サービス施設・事業所数及び介護施設定員数の推移

(単位:所、人、病床)

区分		平成28年	29	30	令和元年	2	2/元	
施設・事業所数	居宅介護支援事業所	683	670	682	675	651	▲ 3.6%	
	居宅サービス事業所	訪問介護	525	508	519	501	492	▲ 1.8%
		通所介護	432	441	460	447	442	▲ 1.1%
	地域密着型サービス事業所	地域密着型通所介護	419	412	420	396	396	0.0%
		地域密着型介護老人福祉施設	52	54	59	58	60	3.4%
	介護保険施設	介護老人福祉施設	149	152	156	161	163	1.2%
		介護老人保健施設	87	89	93	94	94	0.0%
介護療養型医療施設		10	9	6	6	4	▲ 33.3%	
定員数	地域密着型サービス事業所	1,155	1,256	1,395	1,385	1,452	4.8%	
	介護保険施設	介護老人福祉施設	8,983	9,223	9,667	10,016	10,322	3.1%
		介護老人保健施設	8,286	8,489	8,789	8,939	8,889	▲ 0.6%
		介護療養型医療施設	218	200	140	140	57	▲ 59.3%

資料:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(基本票)

※ 数値は各年10月1日現在

※ 介護療養型医療施設における「定員」とは、介護指定病床数をいう。

## 【用語解説】

- ※1 **第1号被保険者**とは65歳以上の者をいう。なお、第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう。
- ※2 **介護老人福祉施設**とは、老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る)で、かつ介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいう。
- ※3 **介護老人保健施設**とは、介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。
- ※4 **介護療養型医療施設**とは、医療法に規定する医療施設で、かつ介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいう。

## (2) 障害者福祉

令和2年度末の県内における障害者手帳の所持状況をみると、身体障害者手帳の所持件数は7万9,584件で前年度末に比べ1,362件、1.7%の減少となった。障害の種類別にみると、肢体不自由が3万9,394件で最も多く、同1,203件、3.0%の減少となった。次いで、**内部障害**<sup>\*1</sup>が2万8,020件で同93件、0.3%の増加などとなった。療育手帳の所持者数は2万1,740人で同608人、2.9%の増加となり、うち中軽度の療育手帳Bの所持者数が1万3,759人で同524人、4.0%の増加、重度の療育手帳Aの所持者数が7,981人で同84人、1.1%の増加となった。精神障害者保健福祉手帳の所持者数は1万9,550人で同991人、5.3%の増加となった(図表3-3-2-2-1)。

障害者総合支援法による障害福祉サービス事業及び相談支援事業、児童福祉法による障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業の種類別事業所数をみると、居宅介護事業が344事業所で最も多く、前年に比べ2事業所、0.6%の増加となった。次いで重度訪問介護事業が286事業所で、同5事業所、1.8%の増加、就労継続支援(B型)事業が244事業所で、同30事業所、14.0%の増加などとなった。(図表3-3-2-2-2)。

県内に本社を置く民間企業の障害者雇用状況をみると、**令和2年6月1日現在の雇用障害者数は6,235人で前年に比べ134.5人、2.2%の増加となり、過去最高となった。実雇用率**<sup>\*2</sup>**は2.17%で同0.06ポイントの上昇となり、過去最高となった。**全国順位は34位(前年36位)となった(図表3-3-2-2-3)。法定雇用率を達成している企業の割合は51.4%で、同1.0ポイント上昇し、全国平均(48.6%)を上回った。全国順位は39位(前年41位)となった(図表3-3-2-2-4)。

(図表3-3-2-2-1) 障害者手帳の所持状況の推移

(単位:件、人)

区 分		平成28年度	29	30	令和元	2	2/元
身体障害者手帳 (件)	合 計	81,959	81,355	81,091	80,946	<b>79,584</b>	<b>▲ 1.7%</b>
	視 覚 障 害	5,165	5,122	5,170	5,195	<b>5,061</b>	<b>▲ 2.6%</b>
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	6,259	6,209	6,169	6,206	<b>6,112</b>	<b>▲ 1.5%</b>
	音 声 言 語 そ し や く 機 能 障 害	1,071	1,059	1,039	1,021	<b>997</b>	<b>▲ 2.4%</b>
	肢 体 不 自 由	42,841	41,985	41,302	40,597	<b>39,394</b>	<b>▲ 3.0%</b>
	内 部 障 害	26,623	26,980	27,411	27,927	<b>28,020</b>	<b>0.3%</b>
療育手帳 (人)	合 計	19,159	19,855	20,544	21,132	<b>21,740</b>	<b>2.9%</b>
	A ( 重 度 )	7,568	7,691	7,812	7,897	<b>7,981</b>	<b>1.1%</b>
	B ( 中 軽 度 )	11,591	12,164	12,732	13,235	<b>13,759</b>	<b>4.0%</b>
精神障害者保健福祉手帳(人)		14,955	16,694	17,251	18,559	<b>19,550</b>	<b>5.3%</b>

資料:県障害福祉課ホームページ

※ 数値は各年度3月31日現在

※ 令和2年度分の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、新型コロナウイルス感染症対策の特例による有効期限の読み替え延長分を含む。



(図表3-3-2-2) 主な障害福祉サービス事業及び相談支援事業等の種類別事業所数の推移

(単位:事業所)

区 分	平成28年	29	30	令和元	2	2/元
居宅介護事業	346	346	331	342	344	0.6%
重度訪問介護事業	316	303	287	281	286	1.8%
同行援護事業	132	126	86	83	81	▲ 2.4%
行動援護事業	52	50	44	41	38	▲ 7.3%
生活介護事業	158	158	160	171	125	▲ 26.9%
計画相談支援事業	122	130	137	139	161	15.8%
短期入所事業	95	103	102	112	119	6.3%
共同生活援助事業	117	130	128	138	157	13.8%
就労移行支援事業	73	74	78	73	57	▲ 21.9%
就労継続支援(A型)事業	54	52	47	54	49	▲ 9.3%
就労継続支援(B型)事業	178	191	197	214	244	14.0%
児童発達支援事業	52	49	47	66	81	22.7%
放課後等デイサービス事業	171	187	193	221	239	8.1%
障害児相談支援事業	106	115	120	130	136	4.6%

資料:厚生労働省「社会福祉施設等調査(基本票)」

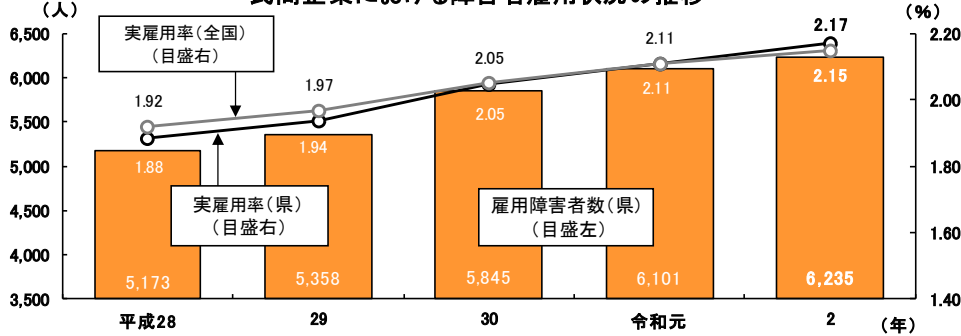
※ 数値は各年10月1日現在

※ 障害者総合支援法による事業所のほか、児童福祉法による事業所も含む。

※ 地域相談支援事業、自立訓練事業、保育所等訪問支援事業などの一部事業を除く。

(図表3-3-2-2-3)

民間企業における障害者雇用状況の推移

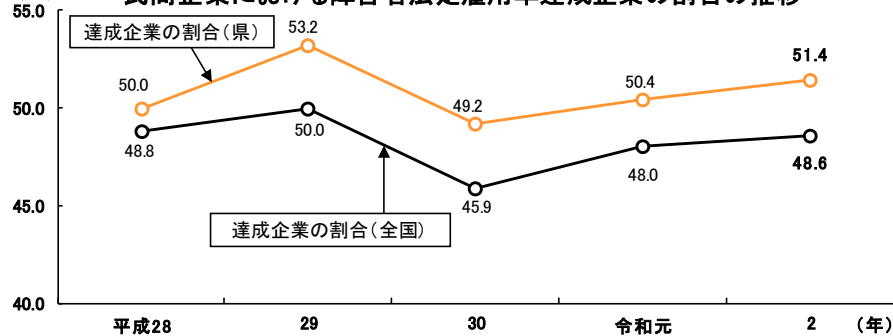


資料:宮城労働局「宮城県における障害者雇用状況の集計結果」

※数値は各年6月1日現在

(図表3-3-2-2-4)

民間企業における障害者法定雇用率達成企業の割合の推移



資料:宮城労働局「宮城県における障害者雇用状況の集計結果」

※数値は各年6月1日現在

※民間企業の法定雇用率は、平成30年3月まで2.0%、4月からは2.2%

〔用語解説〕

- ※1 **内部障害**とは、身体障害のうち心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害の7種類の障害をいう。
- ※2 **実雇用率**とは、企業や地方公共団体などが雇用している障害者の数を**算定基礎労働者数**<sup>※3</sup>で除した数値をいう。ただし、重度身体障害者及び重度知的障害者は1人の雇用をもって2人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は1人の雇用をもって0.5人とみなされる。
- ※3 **算定基礎労働者数**とは、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数であり、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数をいう。

### (3) 児童福祉

保育所等の状況をみると、令和2年4月1日現在の**保育所等施設数は788か所で、前年に比べ23か所の増加、利用児童数は4万3,166人で、同882人の増加となった。**利用児童数が利用定員数を6年連続で下回り、充足率は95.7%となった。**待機児童<sup>※1</sup>数は340人で、同243人の減少となり、3年連続の減少となった。**内訳をみると、仙台市の待機児童数は91人で、同30人の減少、仙台市以外の待機児童数は249人で、同213人の減少となった(図表3-3-2-3-1)。

なお、**認可外保育施設<sup>※2</sup>**の状況は、令和3年3月31日現在の施設数は270か所で前年に比べ7施設の増加、入所児童数は3,349人で、同163人の増加となった。

子育て家庭に対する経済的支援をみると、令和3年2月末の**児童手当<sup>※3</sup>**の受給者数は17万268人で、前年2月末に比べ2,997人の減少となった。また、令和2年度末の**児童扶養手当<sup>※4</sup>**の受給者数は1万6,962人で、前年度末に比べ370人の減少、**特別児童扶養手当<sup>※5</sup>**の受給者数は4,416人で、同82人の増加となった(図表3-3-2-3-2)。

令和2年度中の児童相談所における相談の対応件数は1万8,358件で、前年度に比べ356件増加した。相談の種類別にみると、「障害相談」が8,569件(構成比46.7%)と最も多く、次いで「養護相談」が5,314件(同28.9%)、「育成相談」が823件(同4.5%)などとなった(図表3-3-2-3-3)。令和2年度中に児童相談所が対応した「養護相談」のうち児童虐待の相談対応件数は2,674件で、前年度に比べ319件増加した。最も構成比の大きい「心理的虐待」が1,619件で同354件の増加、次いで「身体的虐待」が710件で同39件の増加となった(図表3-3-2-3-4)。「心理的虐待」のうち、暴力の目撃等によるものが66.2%を占めており、前年度に比べ223件増加し、1,071件となった。

---

#### 【用語解説】

- ※1 **待機児童**とは、保育の必要性の認定がされ、保育所等へ利用の申込みがされているが、利用していない児童をいう。ここでいう待機児童には、「他に利用可能な保育所等の情報提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し待機している場合」等は含まない。
- ※2 **認可外保育施設**とは、保育を行うことを目的とする施設であって、市町村長の認可を受けていない事業または都道府県知事(政令指定都市市長、中核市市長)の認可を受けていない施設を総称したものをいう。
- ※3 **児童手当**とは、児童を養育する家庭の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、0歳から中学校修了までの児童について監護・生計要件を満たす父母等に対して支払われる手当をいう。
- ※4 **児童扶養手当**とは、両親の離婚等で父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親世帯等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、当該児童を監護している母、父又は養育している者に支給される手当をいう。
- ※5 **特別児童扶養手当**とは、精神または身体に障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的とし、20歳未満のこれらの児童を家庭で監護、養育している父母等に対して支給される手当をいう。



(図表3-3-2-3-1)

保育所等の入所状況の推移(各年4月1日現在)

(単位:か所、人、%)

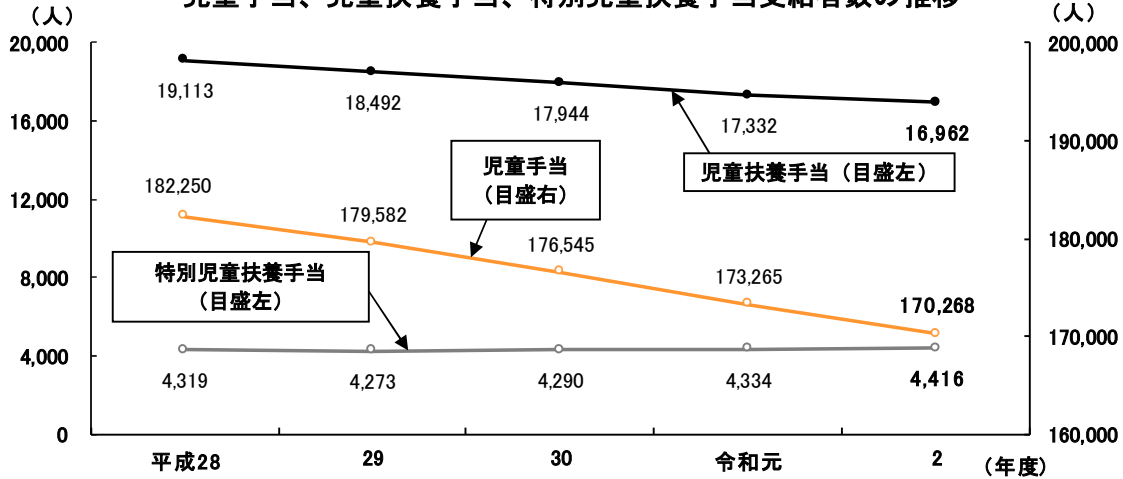
区分	平成28年	29	30	31	令和2	2-31
施設数	615	669	699	765	788	23
仙台市	290	331	371	385	397	12
仙台市以外	325	338	328	380	391	11
利用定員数	39,361	40,335	42,738	43,841	45,119	1,278
仙台市	18,323	18,457	20,130	20,647	21,389	742
仙台市以外	21,038	21,878	22,608	23,194	23,730	536
利用児童数(計)	36,550	39,120	41,315	42,284	43,166	882
仙台市	16,971	18,566	20,121	20,544	21,012	468
仙台市以外	19,579	20,554	21,194	21,740	22,154	414
充足率(計)	92.9	97.0	96.7	96.4	95.7	-
仙台市	92.6	100.6	100.0	99.5	98.2	-
仙台市以外	93.1	93.9	93.7	93.7	93.4	-
待機児童数(計)	638	790	613	583	340	▲243
仙台市	213	232	138	121	91	▲30
仙台市以外	425	558	475	462	249	▲213

資料:厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」

※ 充足率=利用児童数/利用定員数×100

※ 保育所等とは、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業をいう。

(図表3-3-2-3-2) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者数の推移



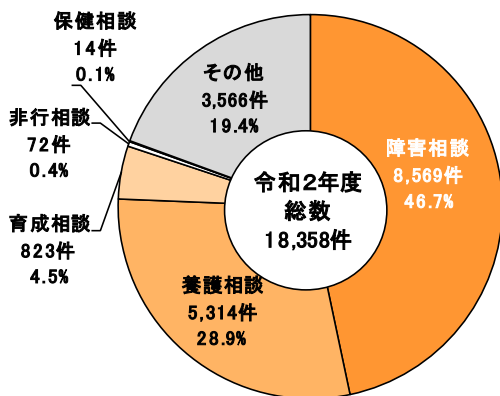
資料:厚生労働省「福祉行政報告例」、内閣府「児童手当事業年報」

※ 児童手当は各年度2月末現在、児童扶養手当及び特別児童扶養手当は各年度3月末現在の数値。

※ 児童手当は市町村支給分(一般、施設等)、公務員分(都道府県、市町村)を含む。

(図表3-3-2-3-3)

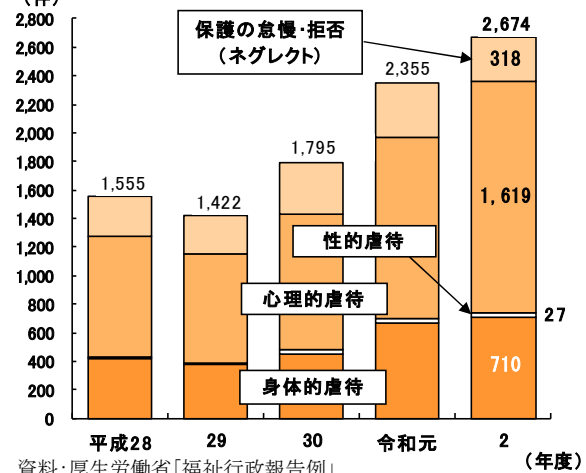
児童相談所における相談の種類別対応件数



資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

(図表3-3-2-3-4)

児童相談所における虐待の相談対応件数



資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

#### (4) 生活保護

令和2年度の被保護実人員及び被保護世帯数の1か月平均をみると、**被保護実人員は2万9,437人で、前年度に比べ0.4%の増加となり**、被保護実人員が最も少なかった平成7年度の9,638人と比較して、約3.1倍の水準となった。**被保護世帯数は2万2,797世帯で、前年度に比べ1.6%の増加となった**。生活保護の推移をみると、被保護実人員、被保護世帯数ともに平成8年度から増加傾向で推移している(図表3-3-2-4-1)。

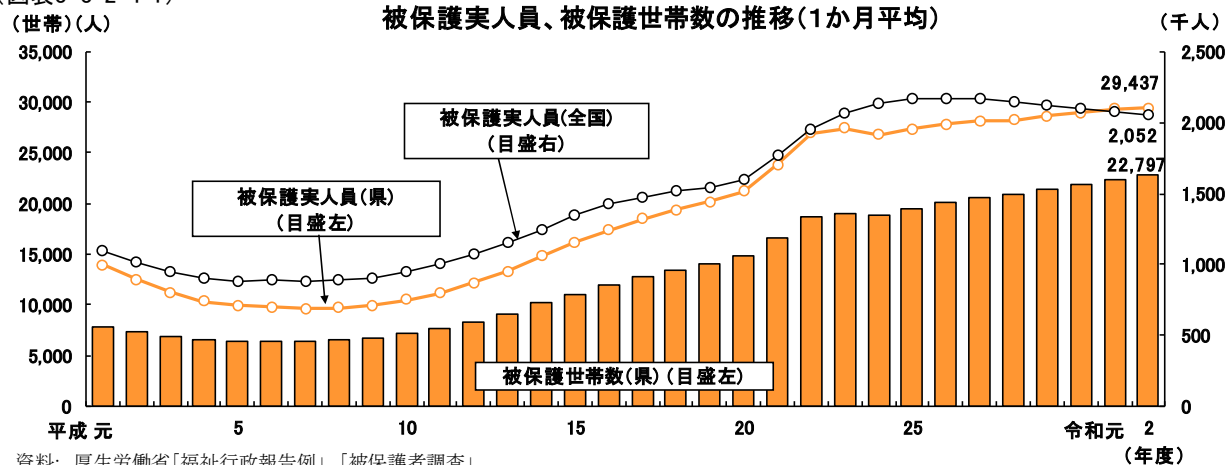
被保護世帯数を世帯類型別にみると、高齢者世帯が1万1,506世帯(前年度比2.7%増)で最も多く、次いで傷病者・障害者世帯が5,759世帯(同1.2%増)、その他の世帯が4,305世帯(同0.6%増)、母子世帯が1,227世帯(同3.3%減)となった(図表3-3-2-4-2)。

生活保護の種類別に受給状況(重複計上)をみると、**医療扶助<sup>\*1</sup>**が2万56世帯(前年度比1.2%増)で最も多く、次いで**生活扶助<sup>\*2</sup>**が1万9,489世帯(同1.0%増)、**住宅扶助<sup>\*3</sup>**が1万8,686世帯(同1.9%増)などとなった。また、**介護扶助<sup>\*4</sup>**の受給世帯は、介護扶助が導入された平成12年度の834世帯から約6.3倍の5,264世帯(同4.9%増)となった(図表3-3-2-4-3)。

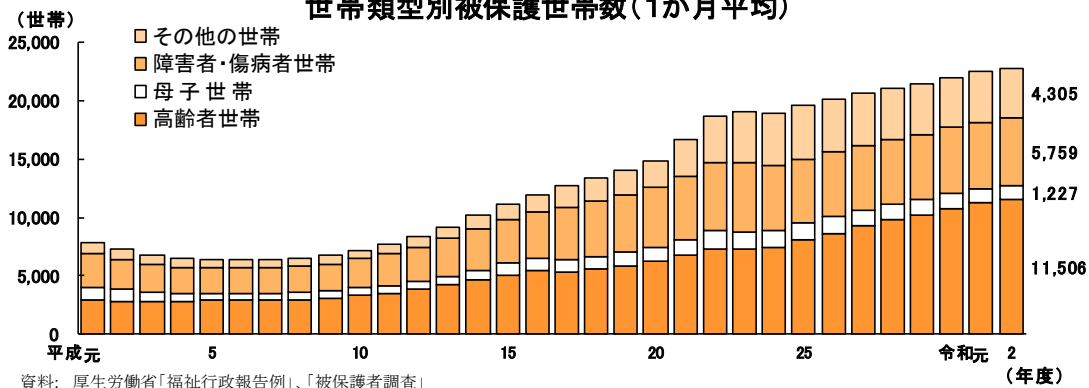
都道府県別の保護率(人口千人当たりの被保護実人員)をみると、宮城県は**12.8%<sup>\*5</sup>**となり、全国平均(16.3%)を下回った(図表3-3-2-4-4)。

→参考:都道府県比較統計表206ページ

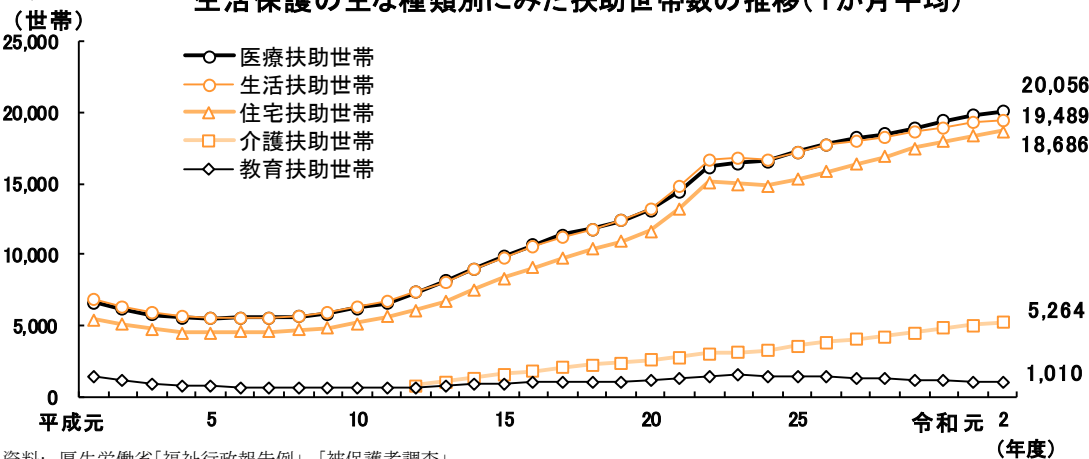
(図表3-3-2-4-1)



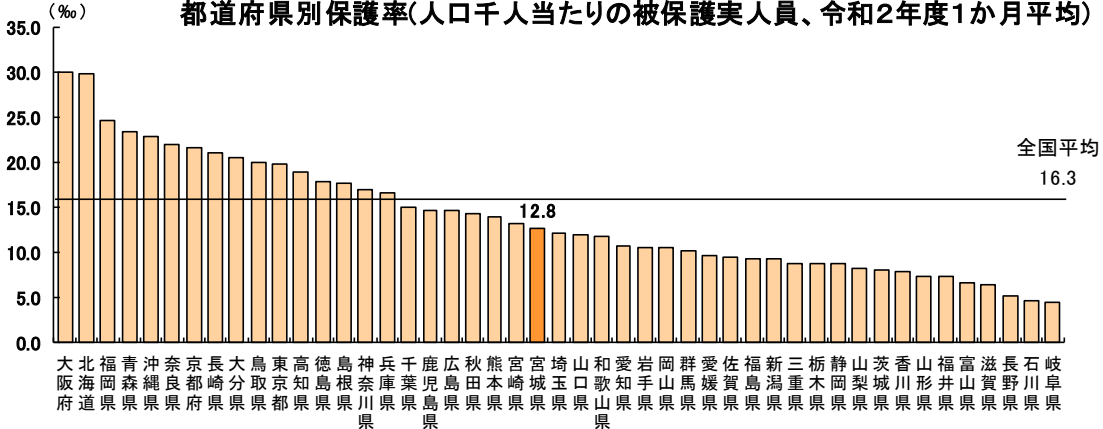
(図表3-3-2-4-2)



(図表3-3-2-4-3)



(図表3-3-2-4-4)



#### 【用語解説】

- ※1 **医療扶助**とは、けがや病気で医療サービスを必要とするときに行われる扶助をいう。
- ※2 **生活扶助**とは、衣食など毎日の生活に必要なものについて行われる扶助をいう。
- ※3 **住宅扶助**とは、家賃や地代の支払い、住宅の維持補修のために行われる扶助をいう。
- ※4 **介護扶助**とは、介護サービスを必要とするときに行われる扶助をいう。なお、生活保護の種類は上記のほか「教育扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の8つからなる。
- ※5 **% (パーミル)**とは、全体の数量の1,000分の1を単位として表した割合。千分率。



## 第4節

# 教育と文化、国際交流

# 1 教育

## (1) 学校教育

令和2年5月1日現在の県内の学校数は1,121校で、主な内訳は幼稚園が232園、幼保連携型認定こども園が61園、小学校が381校、中学校が207校、高等学校が97校、特別支援学校が28校、専修学校が70校、大学（含大学院）が14校などとなった。前年度に比べ幼保連携型認定こども園が13園、高等学校が1校、専修学校が5校の増加となった。一方、幼稚園が6園、小学校が2校、各種学校が1校の減少となった。また、本務教員数は2万9,012人となった(図表3-4-1-1-1)。

令和2年5月1日現在の県内の在学者数は34万7,329人となり、昭和23年の調査開始以来過去最少となった。宮城県の総人口(令和2年10月1日現在)に占める在学者数の割合は15.1%で、10年前(平成22年度)の16.0%に比べ0.9ポイント低下した。在学者数の主な内訳をみると、幼稚園が2万5,704人(前年度比4.8%減)、小学校が11万4,086人(同1.3%減)、高等学校が5万7,157人(同2.8%減)、特別支援学校が2,658人(同0.4%減)などとなった。一方、幼保連携型認定こども園が7,994人(同23.2%増)、中学校が5万8,381人(同0.1%増)、専修学校が16,763人(同4.4%増)、大学・大学院が5万7,533人(同0.2%増)などとなり、幼保連携型認定こども園は前年度比が6年連続の増加となった(図表3-4-1-1-1)(図表3-4-1-1-2)。

なお、令和2年度の県内の幼稚園及び幼保連携型認定こども園就園率(令和2年5月1日現在の小学校及び義務教育学校第1学年児童数に占める幼稚園及び幼保連携型認定こども園の令和2年3月修了者の割合)は62.4%で、全国平均(同57.1%)を5.3ポイント上回った(図表3-4-1-1-3)。

長期欠席者(30日以上欠席者)の状況を理由別にみると不登校が最も多く、令和2年度の小学生の不登校児童数は1,204人で、千人当たりの不登校児童数は10.5人となり、前年度と比べ0.3人の増加となった。中学生の不登校生徒数は2,717人で、千人当たりの不登校生徒数は46.1人となり、同4.9人の減少となった(図表3-4-1-1-4)。

(図表3-4-1-1-1) 学校(園)数、教員数及び在学者数

(単位:校(園)、人、%)

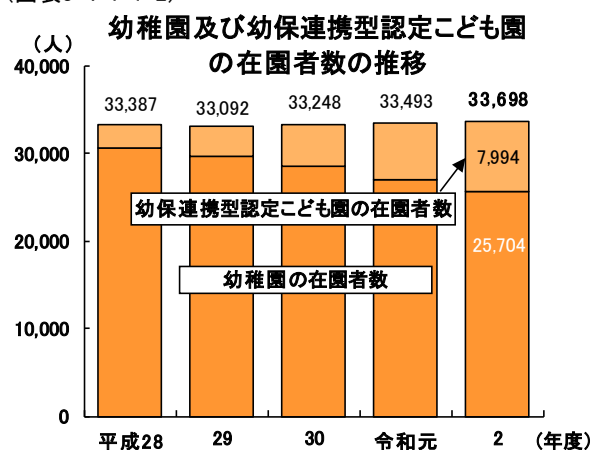
区分	学校(園)数			教員数(本務者)			在学者数			
	令和元年度	2	2-元	令和元年度	2	2-元	令和元年度	2	2-元	2/元
幼稚園	238	232	▲6	2,180	2,151	▲29	27,006	25,704	▲1,302	▲4.8
幼保連携型認定こども園	48	61	13	1,016	1,326	310	6,487	7,994	1,507	23.2
小学校	383	381	▲2	7,913	7,881	▲32	115,630	114,086	▲1,544	▲1.3
中学校	207	207	0	4,851	4,875	24	58,332	58,381	49	0.1
義務教育学校	1	1	0	30	32	2	210	298	88	41.9
高等学校	96	97	1	4,562	4,536	▲26	58,803	57,157	▲1,646	▲2.8
中等教育学校	2	2	0	89	86	▲3	944	903	▲41	▲4.3
特別支援学校	28	28	0	1,676	1,650	▲26	2,670	2,658	▲12	▲0.4
専修学校	65	70	5	958	960	2	16,063	16,763	700	4.4
各種学校	23	22	▲1	129	113	▲16	1,884	1,621	▲263	▲14.0
大学・大学院	14	14	0	5,012	5,113	101	57,396	57,533	137	0.2
短期大学	5	5	0	169	174	5	2,537	2,613	76	3.0
高等専門学校	1	1	0	117	115	▲2	1,637	1,618	▲19	▲1.2
合計	1,111	1,121	10	28,702	29,012	310	349,599	347,329	▲2,270	▲0.6

資料: 県統計課「学校基本調査結果報告書」、文部科学省「学校基本調査」

※ 各年度5月1日現在。

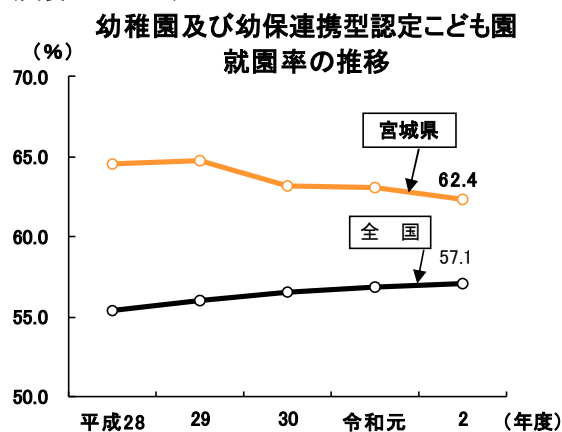
※ 高等学校の教員数(本務者)、在学者数には通信制を含めていない。

(図表3-4-1-1-2)



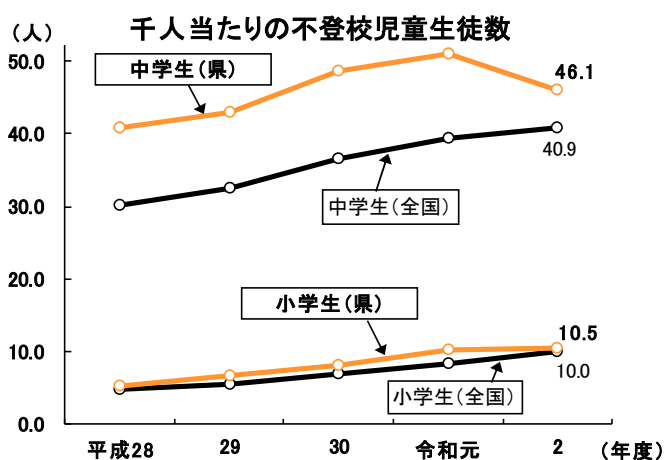
資料: 県統計課「学校基本調査結果報告書」

(図表3-4-1-1-3)



資料: 県統計課「学校基本調査結果報告書」、文部科学省「学校基本調査」

(図表3-4-1-1-4)



資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

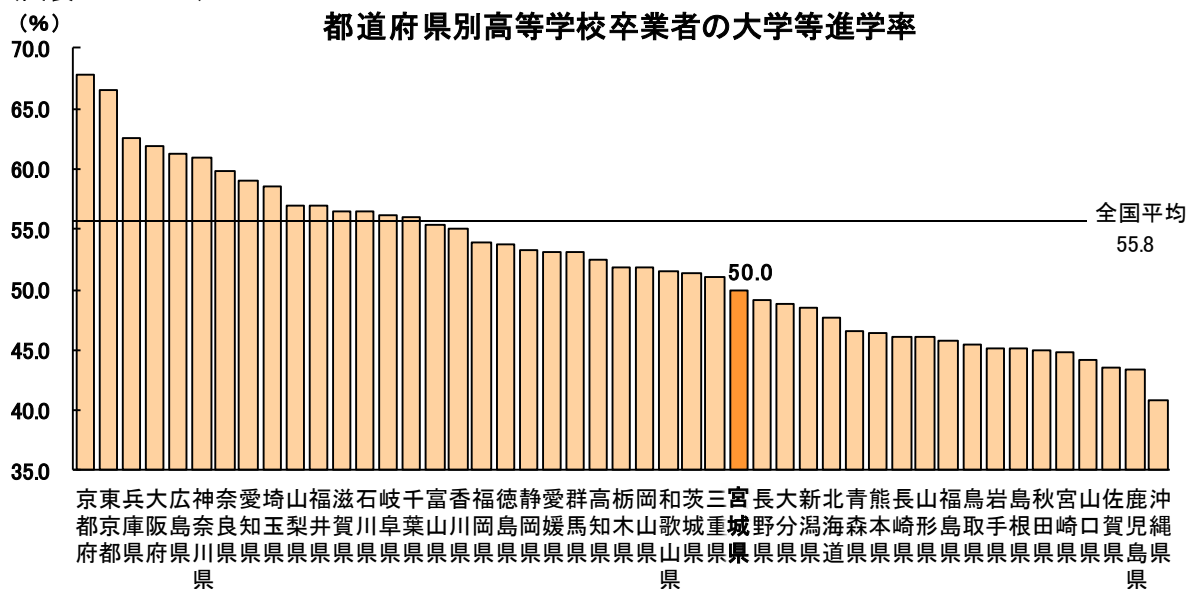
※ 小学生には義務教育学校前期課程、中学生には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

高校卒業後の状況（令和2年3月卒業者の令和2年5月1日現在）をみると、高校生の大学等進学率は50.0%（9,592人）で、前年度に比べ0.4ポイントの上昇となった（図表3-4-1-1-5、図表3-4-1-1-6）。また、高校生の就職率は23.2%（4,451人）で、大学生の就職率は77.2%（8,350人）となった（図表3-4-1-1-7、図表3-4-1-1-8）。

大学入学者（令和2年5月1日現在）について、県内高校出身者（令和元年度高校卒業以外も含む）の大学入学先をみると、県内大学が56.5%で、大学入学者の半数以上が県内大学に入学している（図表3-4-1-1-9）。また、県内大学入学者に占める県内高校出身者割合は47.3%で、東北地方の高校出身者の割合は80.2%であった（図表3-4-1-1-10）。

→参考：都道府県比較統計表207ページ

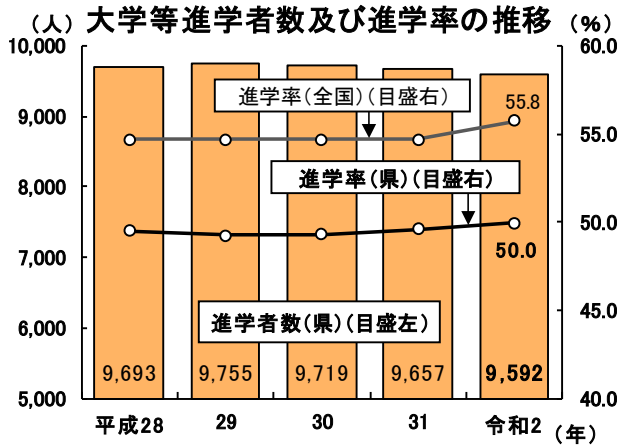
（図表3-4-1-1-5）



資料：文部科学省「学校基本調査」  
 ※ 令和2年3月卒業者の令和2年5月1日現在。

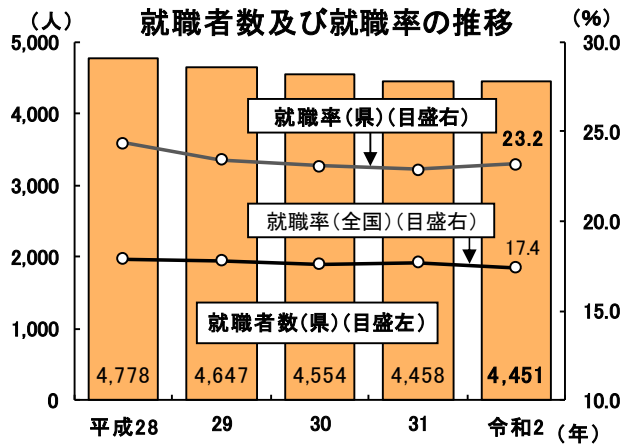


(図表3-4-1-1-6) 高校卒業者の



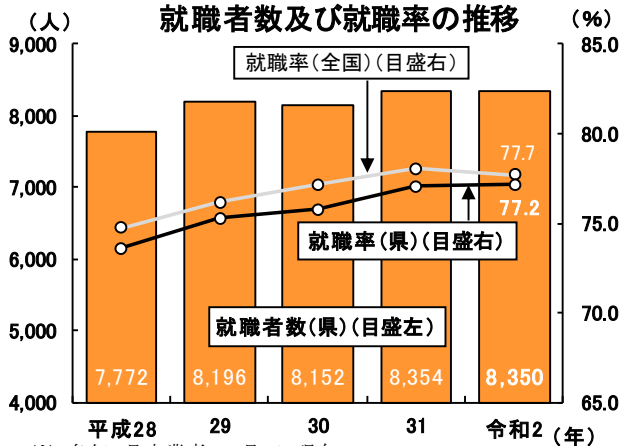
※ 各年3月卒業者の5月1日現在。

(図表3-4-1-1-7) 高校卒業者の



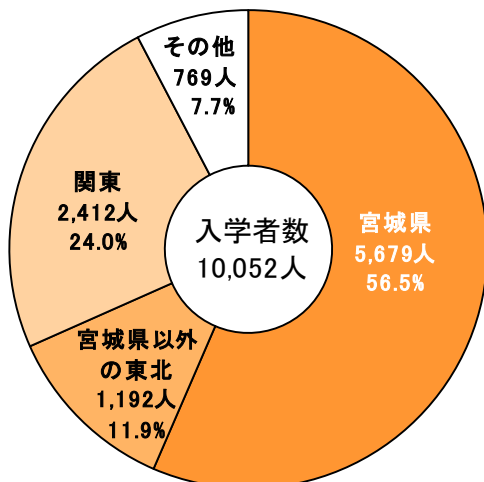
※ 各年3月卒業者の5月1日現在。

(図表3-4-1-1-8) 大学卒業者の



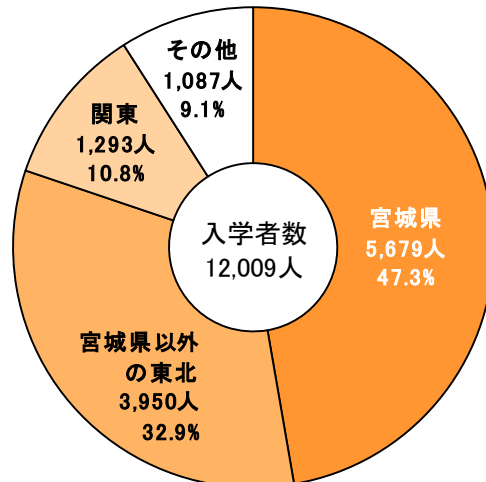
※ 各年3月卒業者の5月1日現在。

(図表3-4-1-1-9) 県内高校出身者の大学入学先の構成比(令和2年度)



※ 令和2年5月1日現在。  
資料:すべて文部科学省「学校基本調査」

(図表3-4-1-1-10) 県内大学入学者の出身高校の所在地の構成比(令和2年度)



※ 令和2年5月1日現在。

## （２）生涯学習

県では、県民が生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくるため、様々な取組を行っている。その一つである「みやぎ県民大学」では、学校などの教育機能を広く地域社会に開放するとともに、NPO等との連携・協力により広域的で専門的に多様な講座を開催している。令和２年度の「みやぎ県民大学」は４講座が実施され、60人が受講した（図表3-4-1-2-1）。「みやぎ県民大学」が開始された昭和60年度からの延べ受講人数は、7万3,478人となっている。

講座数をコース別にみると、計画では趣味・教養25講座、自然・環境10講座、人材養成7講座、制作・実験6講座、健康・食育3講座を開催することとしていたが、新型コロナウイルス感染症等の影響によりそのほとんどが中止となり、実績は趣味・教養が1講座（オンライン）、自然・環境が1講座、人材養成が1講座、健康・食育が1講座となった。講座区分別では、学校等開放講座が3講座、人材養成・企画講座が1講座となった（図表3-4-1-2-2）。

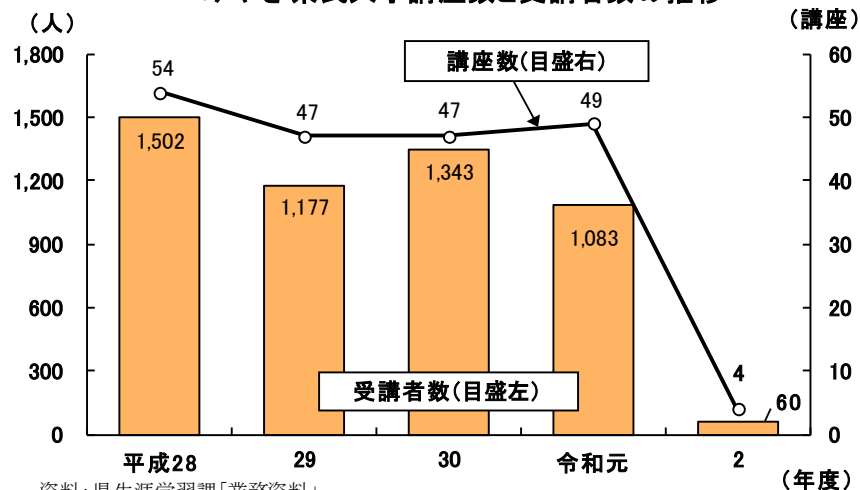
生涯学習の拠点施設である県図書館は、全県的な図書館サービスの質的向上を目指した体制整備をはじめ、県民のニーズや社会の要請に応える資料の提供、ふるさと宮城に関する資料の収集・保存や東日本大震災の記録を永く後世に伝えるための取組を行っている。**県図書館の令和２年度の入館者数は28万6,573人で前年度に比べ4万8,335人の減少、図書資料の個人貸出冊数は59万4,075冊で、2年連続の減少となった**（図表3-4-1-2-3）。また、蔵書の所蔵数は120万9,110冊・点となり、分類別にみると一般図書が6割以上を占め、次いで児童資料となっている。県図書館は県内市町村図書館等を結ぶ「宮城県図書館情報ネットワークシステム」の拠点としての役割も担っており、その一環である県内市町村図書館への**協力貸出\***は1万3,693冊となった。なお、県図書館窓口で貸出した資料を市町村図書館等へ返却できるサービスについては1,340件、5,119冊・点の利用があった。

---

### 【用語解説】

※ **協力貸出**とは、宮城県図書館が県内市町村図書館等へ自館の資料を貸し出すサービスのことで、その市町村図書館等を通じて利用者に貸出を行う。

(図表3-4-1-2-1) みやぎ県民大学講座数と受講者数の推移



資料: 県生涯学習課「業務資料」  
※ 受講者数にオンライン講座を含めない。

(図表3-4-1-2-2)

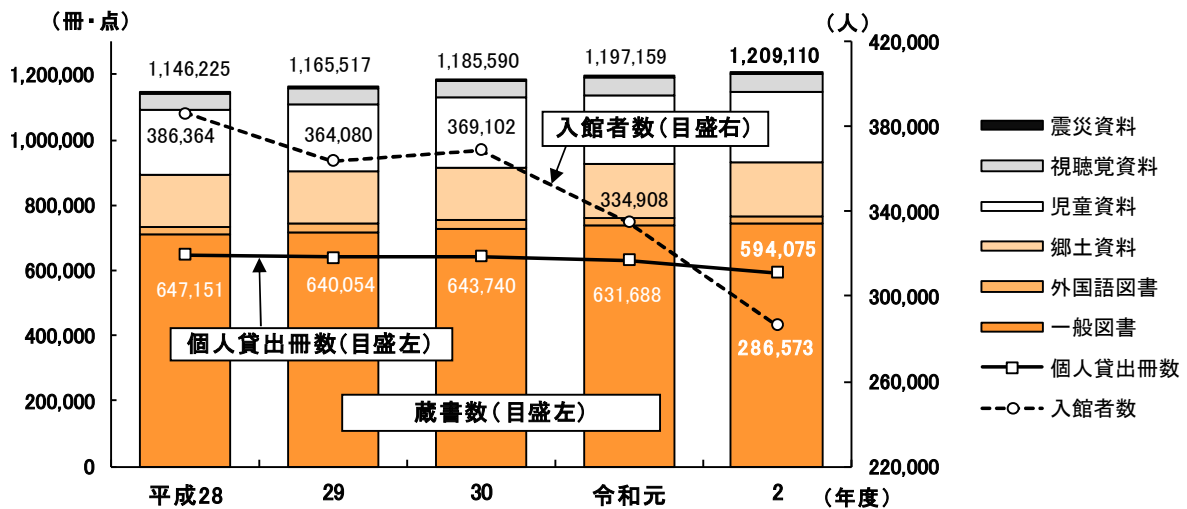
みやぎ県民大学講座実施状況

(単位: 講座、人)

講座区分	講座数			受講者数		
	令和元年度	2	2-元	令和元年度	2	2-元
学校等開放講座	42	3	▲ 39	938	42	▲ 896
高等学校等開放講座	20	0	▲ 20	236	0	▲ 236
社会教育施設開放講座	5	3	▲ 2	120	42	▲ 78
大学開放講座	17	0	▲ 17	582	0	▲ 582
人材養成・企画講座	7	1	▲ 6	145	18	▲ 127
生涯学習支援者養成講座	1	0	▲ 1	14	0	▲ 14
県民大学修了生等による講座	1	0	▲ 1	23	0	▲ 23
自主企画講座	2	0	▲ 2	25	0	▲ 25
地域力向上講座	2	0	▲ 2	58	0	▲ 58
学びの輪講座	1	1	0	25	18	▲ 7
合計	49	4	▲ 45	1,083	60	▲ 1,023

資料: 県生涯学習課「業務資料」  
※ 受講者数にオンライン講座を含めない。

(図表3-4-1-2-3) 県図書館の館内利用状況等の推移



資料: 県図書館「要覧」

## 2 文化

県は、文化芸術の振興を図るため、平成 17 年 7 月に「宮城県文化芸術振興ビジョン」を策定し、その後、東日本大震災等による文化芸術振興を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成 28 年 3 月に第 2 期ビジョンを策定した。

令和 3 年 3 月には、「文化芸術・人・社会の“高”循環の創出」を基本目標に第 3 期ビジョン（令和 7 年度まで）を策定し、現代社会が抱える様々な課題解決に向けて、文化芸術・人・社会の質の高い好循環（“高”循環）を創出させる施策を推進している。

その一つとして、県では平成 9 年度から「みやぎ県民文化創造の祭典（愛称：芸術銀河）」を開催している。芸術銀河とは、優れた芸術文化の鑑賞と発表の機会を充実しながら、県内各地で開催される芸術文化活動を総合的に結び付けることで、宮城らしい創造的な芸術文化圏の創出を目的にする文化事業である。令和 2 年度は 9 月から 11 月を中心に、主催 10 事業、共催 9 事業、協賛 21 事業の計 40 事業が県内各地 156 会場で実施され、参加者総数は延べ約 9 万人となった。主催事業では、身近なところで気軽に参加できる音楽、美術、舞台芸術各分野の体験型ワークショップや、「芸術銀河・動画配信スタートアップ支援事業『トモシビ+』」を実施し、コロナ禍における文化芸術活動に対する支援事業を展開した。（図表 3-4-2-1）。

また、宮城県庁 1 階県民ロビーでは毎月第 4 水曜日に県民ロビーコンサートを開催している。令和 2 年度は、仙台フィルハーモニー管弦楽団によるオーケストラ演奏をはじめ、合唱やピアノ演奏など多彩な出演者による演奏が行われた。

文化芸術活動の顕彰としては、各分野で活発な創作活動を行い、優れた作品などを発表した個人、団体に「宮城県芸術選奨」を贈呈している。令和 2 年度は、美術、音楽、メディア芸術の分野で前年度活躍した 5 名に芸術選奨が贈られた。また、美術、文芸、演劇の分野で前年度活躍した 5 名に同新人賞が贈られた（図表 3-4-2-2）。

主な文化芸術施設の利用状況をみると、令和 2 年度の宮城県美術館の利用者数は 22 万 528 人であった（図表 3-4-2-3）。特に令和 2 年 9 月から 11 月にかけて開催された「東山魁夷 唐招提寺御影堂障壁画展」では、清澄で叙情性を湛えた風景画の数々が展示され、開催期間を通して 4 万 1,596 人の観覧者を集めた。

(図表3-4-2-1)

## 芸術銀河2020参加者数

(単位:事業、か所、人)

区 分	事業数	開催数	開催会場数	参加者数			
				出演(品)者数	参加者数	計	
主催事業	舞台ワークショップ	1	6	44	20	1,151	1,171
	美術ワークショップ	2	17	20	38	588	626
	音楽アウトリーチ	2	35	31	67	2,021	2,088
	みやぎ芸術銀河作品展	1	1	1	10	380	390
	みやぎの高校生文化芸術表現力強化事業	1	9	5	81	389	470
	地域芸能アウトリーチ	1	1	1	0	45	45
	こどものための舞台芸術見本市	1	10	1	8	56	64
	芸術銀河・動画配信スタートアップ支援事業	1	5	6	100	648	748
	小 計	10	84	109	324	5,278	5,602
	共催事業	9	9	43	578	60,052	60,630
協賛事業	21	21	4	1,506	17,752	19,258	
合 計	40	114	156	2,408	83,082	85,490	

資料:県消費生活・文化課「芸術銀河2020記録集」

(図表3-4-2-2)

## 宮城県芸術選奨・新人賞

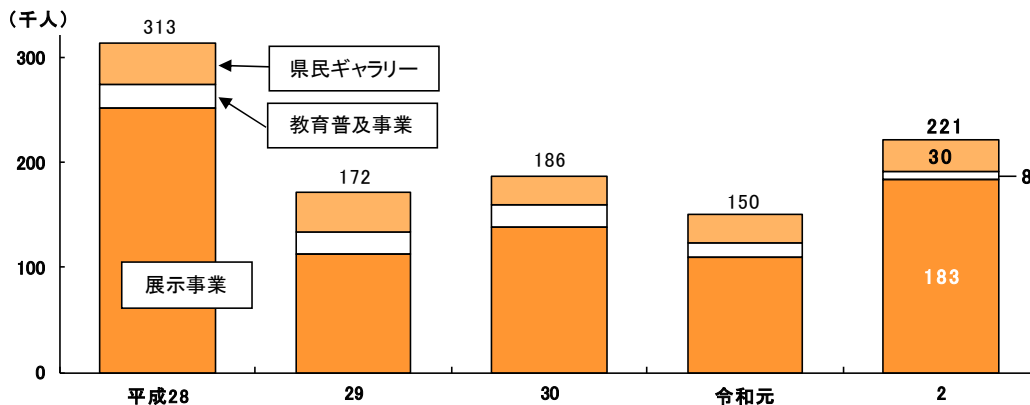
(単位:人、団体)

区 分	平成28年度	29	30	令和元	2
芸術選奨	4	8	5	7	5
美術	3	5	2	4	3
文芸	1	2	1	1	-
音楽	-	1	1	-	1
演劇	-	-	1	1	-
メディア芸術	-	-	-	1	1
芸術選奨新人賞	6	2	5	3	5
美術	2	1	2	1	3
文芸	-	-	-	-	1
音楽	1	-	-	1	-
演劇	1	1	1	-	1
舞踊	1	-	1	1	-
メディア芸術	1	-	1	-	-

資料:県消費生活・文化課ホームページ  
※年度表記は、表彰年度。

(図表3-4-2-3)

## 宮城県美術館利用者数の推移



資料:県生涯学習課「業務資料」

(年度)

## 3 国際交流

### (1) 在留外国人の状況

令和2年末の**在留外国人**<sup>※</sup>数をみると、総数2万2,890人で前年に比べ4.6%減少し、9年ぶりの減少となった(図表3-4-3-1-1)。地域別にみると、アジアは2万757人(構成比90.7%)、次いで、北米が887人(同3.9%)、ヨーロッパが588人(同2.6%)などとなった(図表3-4-3-1-2)。アジアの国籍別内訳は、中国が5,653人、次いで、ベトナムが4,741人、韓国が3,063人、ネパールが1,757人、フィリピンが1,458人などとなった。

在留外国人のうち大学や専修学校などに通学している留学生(令和2年5月1日現在)は4,873人で、前年に比べ5.2%増加し、8年連続の増加となった(図表3-4-3-1-3)。

### (2) 旅券の発行件数と出国者数

令和2年は、世界中での新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、旅券の発行件数と出国者数は、いずれも大幅な減少となった。

令和2年の一般旅券発行状況をみると、発行数は1万3,445冊で、前年に比べ3万9,225件、74.5%減少し、5年ぶりの減少となった(図表3-4-3-2-1)。発行月別に前年同月比をみると、1月は96.2%、2月は61.4%、3月は38.6%、4月以降は概ね10%程度で推移した。

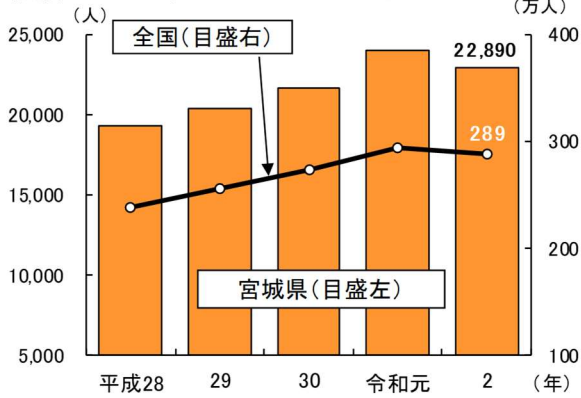
令和2年の出国者数は2万5,760人で、前年に比べ14万8,578人、85.2%減少し、5年ぶりの減少となった(図表3-4-3-2-1)。出国者数を年齢別にみると、20~24歳が最も多く、全体の16.8%を占め、次いで25~29歳が11.8%、30~34歳が9.1%などとなっている(図表3-4-3-2-2)。男女別にみると、全体では男性が多いが、15~29歳では女性の方が多かった。

---

#### 【用語解説】

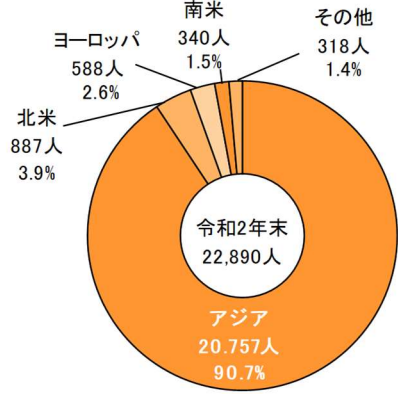
※ ここでいう**在留外国人**とは、出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人及び特別永住者をいう。

(図表3-4-3-1-1) 在留外国人数の推移



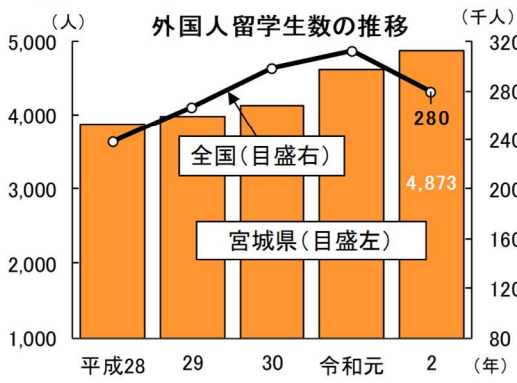
資料:法務省「在留外国人統計」  
※ 各年末現在

(図表3-4-3-1-2)地域別在留外国人数



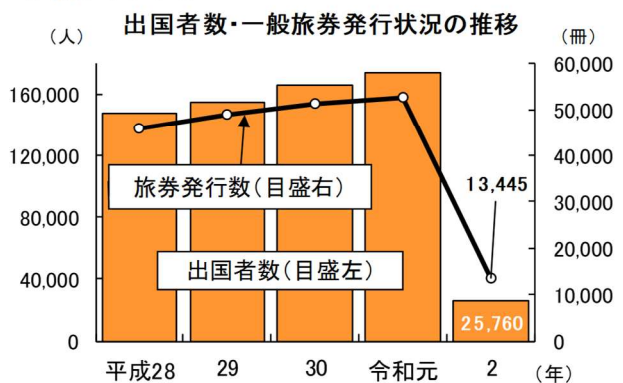
資料:法務省「在留外国人統計」

(図表3-4-3-1-3)



資料:日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況」  
※ 各年5月1日現在

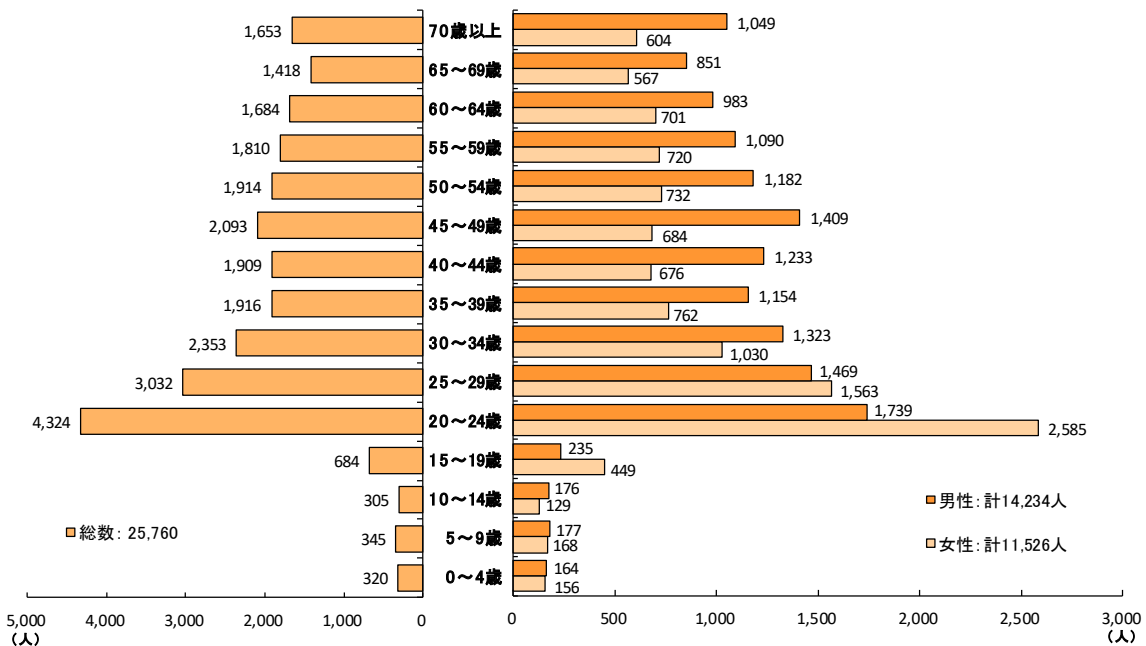
(図表3-4-3-2-1)



資料:法務省「出入国管理統計」、外務省「旅券統計」

(図表3-4-3-2-2)

年齢別出国者数(令和2年)



資料:法務省「出入国管理統計」